

資料 No. 21

新ごみ処理基本計画（案）

目次

第1章 総論

第1節 計画策定の趣旨	1-1
第2節 計画の性格と位置付け	1-2
第3節 計画目標年度	1-3

第2章 ごみ減量・資源化及び処理の現状と課題

第1節 八尾市の概況	2-1
第2節 ごみ処理システムの現状	2-2
(1) ごみ処理システムの概要	2-2
(2) ごみ収集区分と収集体制	2-4
(3) 焼却・破碎処理、最終処分の現状と動向	2-7
第3節 ごみ排出量の動向とごみ減量の可能性	2-8
(1) ごみ排出量の動向	2-8
(2) 家庭系ごみの減量の可能性	2-9
(3) 事業系ごみの減量の可能性	2-11
第4節 ごみ減量・資源化の現状	2-12
(1) ごみ減量・資源化等の取り組み概要	2-12
(2) 資源化量の動向	2-19
(3) 分別排出率	2-20
第5節 ごみ排出量、資源化量の他都市との比較	2-21
第6節 ごみ処理手数料とごみ処理費用の現状	2-22
第7節 清掃事業関係に係る体制	2-23
第8節 計画策定に向けた課題	2-25
(1) 現行計画の目標達成状況	2-25
(2) 計画策定に向けた重点課題	2-26

第3章 基本構想

第1節 基本理念	3-1
第2節 基本方針	3-2
(1) パートナーシップの構築	3-2
(2) 持続的に発展可能なシステムへの転換	3-2
(3) 循環型システムの構築	3-2
(4) 事業系ごみの減量・資源化施策の推進	3-2
(5) 家庭系ごみの減量・資源化施策の推進	3-2
(6) 安全・安心なごみ処理の推進	3-3
第3節 市民・事業者・行政の責務	3-3

(1) 市民の責務	3-3
(2) 事業者の責務	3-3
(3) 行政の責務	3-4

第4章 ごみ処理基本計画の減量目標等計画フレーム

第1節 ごみ排出量の動向	4-1
第2節 減量目標等計画フレームの設定	4-2
(1) ごみの発生と発生抑制・再使用、資源化によるごみ減量・ごみ処理の流れ	4-2
(2) 将来のごみ発生量の予測	4-5
(3) 減量目標等計画フレーム設定における課題	4-6
(4) 減量目標等計画フレームの設定	4-6
(5) 減量目標と計画収集量・処理量等の基本フレーム	4-12

第5章 目標を達成するための基本施策

第1節 パートナーシップの構築	5-1
(1) 市民、事業者及び行政の相互理解と協力体制の構築	5-1
(2) ごみ・環境問題や不用品交換等に関する情報提供の充実	5-2
(3) 自治体間の連携・協力による施策の推進	5-2
(4) 全庁的な取り組みの推進	5-3
第2節 持続的に発展可能なシステムへの転換	5-4
(1) ごみの少ない、ものを大切にするライフスタイルの普及	5-4
(2) 資源を有効活用する事業活動の促進	5-4
(3) 店頭等における資源回収の促進	5-5
(4) 再生紙等の再生品の利用拡大	5-5
第3節 循環型システムの構築	5-6
(1) 集団回収等の自主的なリサイクルの促進	5-6
(2) 循環型システム構築のための家庭系ごみの有料化の導入	5-7
第4節 事業系ごみの減量・資源化施策の推進	5-8
(1) 排出者責任意識の定着	5-8
(2) 事業者に対する減量指導の強化	5-9
(3) 展開検査の強化と検査結果に基づく減量・適正処理指導の実施	5-9
(4) 食品廃棄物の資源化の促進	5-10
第5節 家庭系ごみの減量・資源化施策の推進	5-10
(1) 環境教育・環境学習、市民啓発の推進	5-10
(2) 生ごみ減量・資源化の推進	5-11
(3) レジ袋やトレイの削減、量り売りの浸透	5-12
(4) 分別収集の拡充	5-13
第6節 安全・安心なごみ処理の推進	5-14

（１）資源化の推進と適正処理、市民ニーズに適した分別収集体制等の確立・・	5-14
（２）効率的・効果的なごみ処理の推進と指導啓発体制の確立・・・・・・・・	5-14
（３）既存中間処理施設・最終処分場の維持管理の徹底と施設等の延命化・・	5-15
（４）次期焼却施設の方方向性についての調査研究・・・・・・・・	5-15
（５）最終処分場の安定的な確保・・・・・・・・	5-16
（６）不適正処理の防止・・・・・・・・	5-16
（７）廃棄物処理に関する総合的震災対策の充実・・・・・・・・	5-17
 第 6 章 計画推進のために・・・・・・・・	 6-1

第1章 総論

第1節 計画策定の趣旨

平成15年9月に策定した「八尾市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）」（以下、「前計画」という。）は、策定後8年が経過しました。

この間、本市では、八尾市立リサイクルセンターを整備し、環境学習の拠点としての八尾市立リサイクルセンター学習プラザを開設するとともに、一般廃棄物（※）のうち、家庭系ごみの8種分別を全市域で実施しました。また、事業系ごみに関しましては、事業系一般廃棄物（可燃ごみ）収集運搬業許可制度を導入するなど、循環型社会の構築に向けた取り組みを推進してきました。

また、国においては循環型社会の構築に向けて法制度等の基盤整備を推進するとともに、産官学の連携による地球温暖化防止対策が図られてきました。

これらの取り組みに加え、「もったいない」の言葉に代表されるように、市民や事業者におけるごみ減量意識の浸透もあり、本市のごみ排出量は近年減少傾向を示しています。

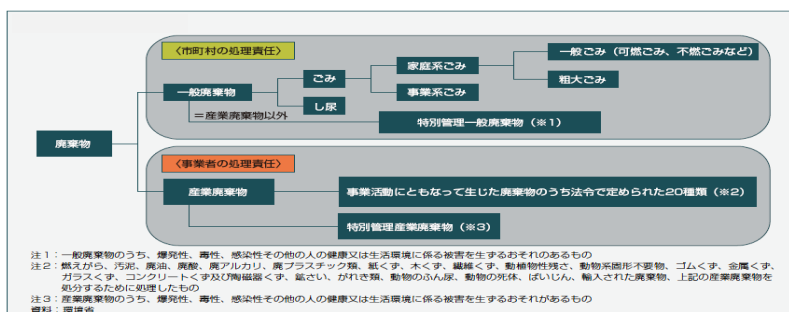
しかし、本市が直面する重要な課題として、平成33年度に事業が終了する予定である大阪湾フェニックス計画を継続し、将来にわたって最終処分場を安定的に確保することや、これまで大阪市との共同処理で進めてきたごみの焼却処理について、大阪市におけるごみ焼却場の整備・配置計画の検討に伴い、近い将来、施設整備費や管理運営経費などの新たな負担の発生が見込まれます。

このように、本市を取り巻く状況が変化していく中で、平成32年度を目標年度として新しく策定された八尾市第5次総合計画「やお総合計画2020」との整合性を図り、低炭素社会（※）の実現にも資する循環型社会の構築を目指し、今後のごみ減量化やごみ処理施策の総合的・計画的な推進の基本となる新たな一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）を策定しました。

コラム

一般廃棄物とは

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）第6条で規定されている産業廃棄物を除く廃棄物です。本計画は、このうちし尿を除く、市内から発生する一般廃棄物を対象とする計画です。



出典：環境白書(平成22年度版)

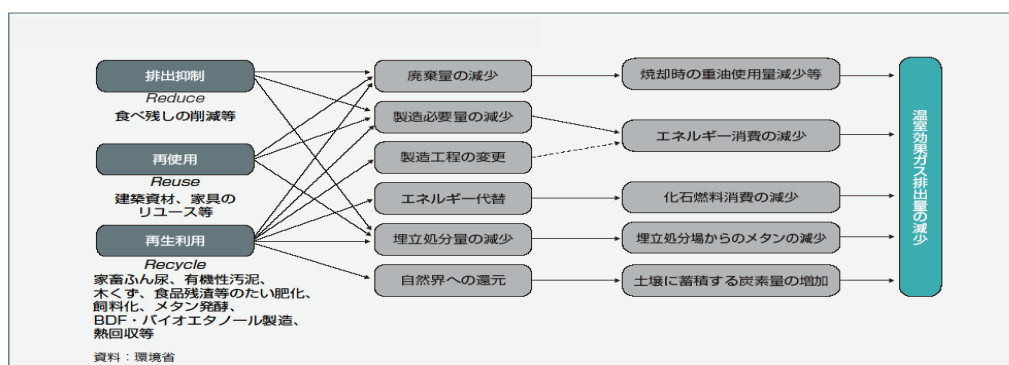
コラム

低炭素社会の実現とは

「低炭素社会」とは、環境・エネルギー技術を生かした製品等の生産及び普及、革新的な技術の研究開発の促進、産業構造、社会システム及び生活様式の変革等により、大気中の温室効果ガスの濃度が一定の水準で安定化するとともに、安定化するまでの間になお避けることができない地球温暖化の影響による被害が最小となるよう、温室効果ガスの排出の量の削減、温室効果ガスの吸収作用の保全及び強化並びに地球温暖化に対する適応（以下「温室効果ガスの排出の量の削減等」という。）が行われ、もって創造的で活力ある持続的な発展が可能となる社会をいいます。

出典：低炭素社会づくり推進基本法案

参考図 1－1 ごみ排出量の削減と温室効果ガス排出量の関係

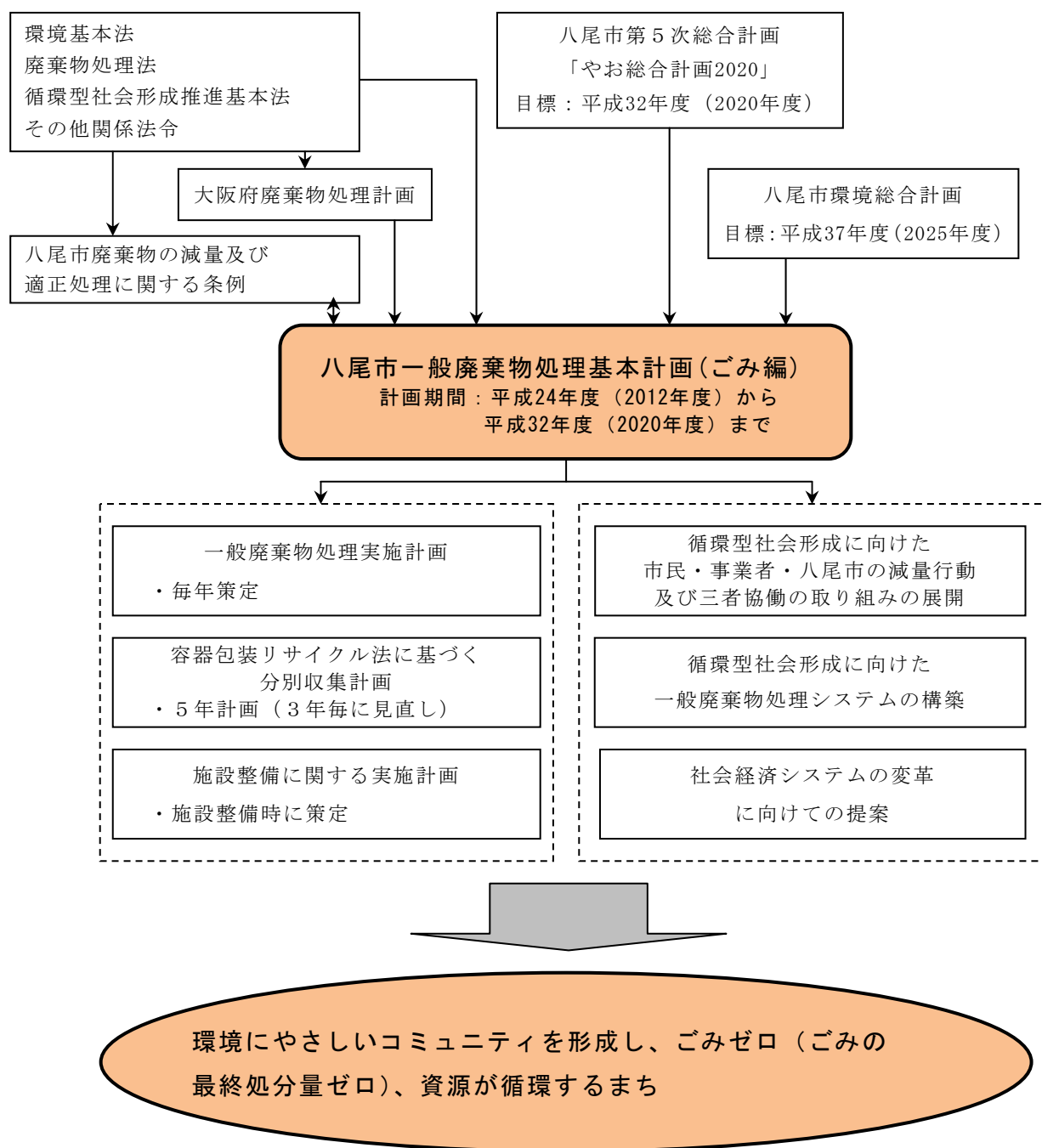


出典：環境白書(平成22年度版)

第2節 計画の性格と位置付け

- ① 本計画は、まちづくりの指針を定めた「八尾市第5次総合計画」、環境部門の総合的計画である「八尾市環境総合計画」の一般廃棄物部門の基本的施策を定めた計画であるとともに、廃棄物処理法や循環型社会形成推進基本法との整合性を保ちつつ、今後の資源化の推進・ごみの適正処理に関して、ごみ処理行政全般に係る基本方針を定めたものです。
- ② 本計画は、ごみ処理実施計画、ごみ処理施設整備計画の策定時の基本指針であるとともに、国・府や近隣市と広域的事業を実施する場合の指針となるものです。
- ③ 本計画は、「八尾市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」と相互に補完しあいながら、今後、ごみの発生抑制、資源化の推進、適正な処理を実現していくものです。また、容器包装リサイクル法、食品リサイクル法、家電リサイクル法等との整合性を保ちます。
- ④ 本計画に基づき、『環境にやさしいコミュニティを形成し、ごみゼロ（ごみの最終処分量ゼロ）、資源が循環するまち』を目指して、市民・事業者・八尾市の三者協働によるごみ減量・資源化の展開、一般廃棄物処理システムの構築、さらに、本市だけでは実現できない社会経済システムの改革に向けた種々の提案を外に向けて発信していく指針となるものです。

図 1－1 計画の性格と位置付け



第3章 計画目標年度

平成24年度(2012年度)を初年度とし、9年後の平成32年度(2020年度)を最終目標年度とします。平成27年度(2015年度)を中間目標年度としますが、計画期間内でも、社会経済情勢が大きく変化したり、廃棄物の適正処理、資源化に関する法律・諸制度が改正された場合など、必要に応じて計画を見直します。

図 1 - 2 計画の目標年度

平成24年度 (2012) 初年度	25年度 (2012)	26年度 (2013)	27年度 (2015) 中間目標	28年度 (2016)	29年度 (2017)	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020) 最終目標
← 前 期 →				← 後 期 →				

〈参考 1〉 八尾市第 5 次総合計画概要（一般廃棄物に関する計画等の抜粋）

基本構想

策定年月：平成23年 3 月

計画期間：平成23年度（2011年度）～平成32年度（2020年度）

将 来 像：『元気をつなぐまち、新しい河内の八尾』

基本目標：目標 1 誰もが安全で安心して住み続けられる八尾

目標 2 子どもや若い世代の未来が広がる八尾

目標 3 まちの魅力を高め、発信する八尾

目標 4 職住近在のにぎわいのある八尾

目標 5 環境を意識した暮らしやすい八尾

目標 6 みんなでつくる八尾

目標人口：約26万人（転出と転入が均衡する場合）

前期基本計画（平成 23 年～平成 27 年）

施策 4 6 資源循環への取り組み

（1）3 R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進

主な取り組み：・ごみの発生抑制、再使用および資源の再生利用を図るため、3 R（リデュース・リユース・リサイクル）を推進します。

（2）効率的なごみ収集体制の構築

主な取り組み：・ごみの排出動向に的確に対応するため、効率的なごみ収集体制を構築します。

（3）広域的な廃棄物処理の推進

主な取り組み：・広域処理や行政協力の観点から、大阪府をはじめ、他市町村と協力・連携を行います。

（4）環境衛生施設の適正管理の推進

主な取り組み：・廃棄物の適正処理を推進するとともに、公衆衛生の維持向上に努めるため、環境衛生施設の適正管理を図ります。

（5）し尿・浄化槽汚泥の適正処理の推進

主な取り組み：・公衆衛生を維持、向上させるため、し尿・浄化槽汚泥の適正処理を推進します。

（6）環境学習・教育の推進

主な取り組み：・学校や地域、リサイクルセンター学習プラザを拠点として環境学習・教育を推進します。

〈参考 2〉 八尾市環境総合計画（一般廃棄物に関する計画等の抜粋）

策 定 年 月：平成22年 3 月

計 画 期 間：平成22年度（2010年度）～平成37年度（2025年度）

望ましい環境像：『緑とうるおいのある、快適な環境とふれあえるまち、やお』

基 本 目 標：★一人ひとりが地球にやさしい行動に取り組むまち

★市民の健康を守り、すがすがしく暮らせるまち

★快適で安らぎのあるすみよいまち

★身近な自然を大切にし、育て、ふれあえるまち

★個性豊かな文化とふれあえるまち

★市民・事業者による環境保全活動が活発なまち

施 策 の 展 開：

§ 1. 一人ひとりが地球にやさしい行動に取り組むまち

(2) 循環型社会の形成

1) パートナーシップの構築

2) 持続的に発展可能なシステムの転換

3) 循環型システムの構築

4) 安全・安心なごみ処理

5) 事業系ごみの減量・資源化施策

6) 家庭系ごみの減量・資源化施策

§ 3. 市民・事業者による環境保全活動が活発なまち

(1) 環境を大切にする人づくりの推進

1) 環境教育・学習の推進、支援

2) 環境教育・活動の拠点の整備と活用

3) 環境情報の提供

第2章 ごみ減量・資源化及び処理の現状と課題

第1節 八尾市の概況

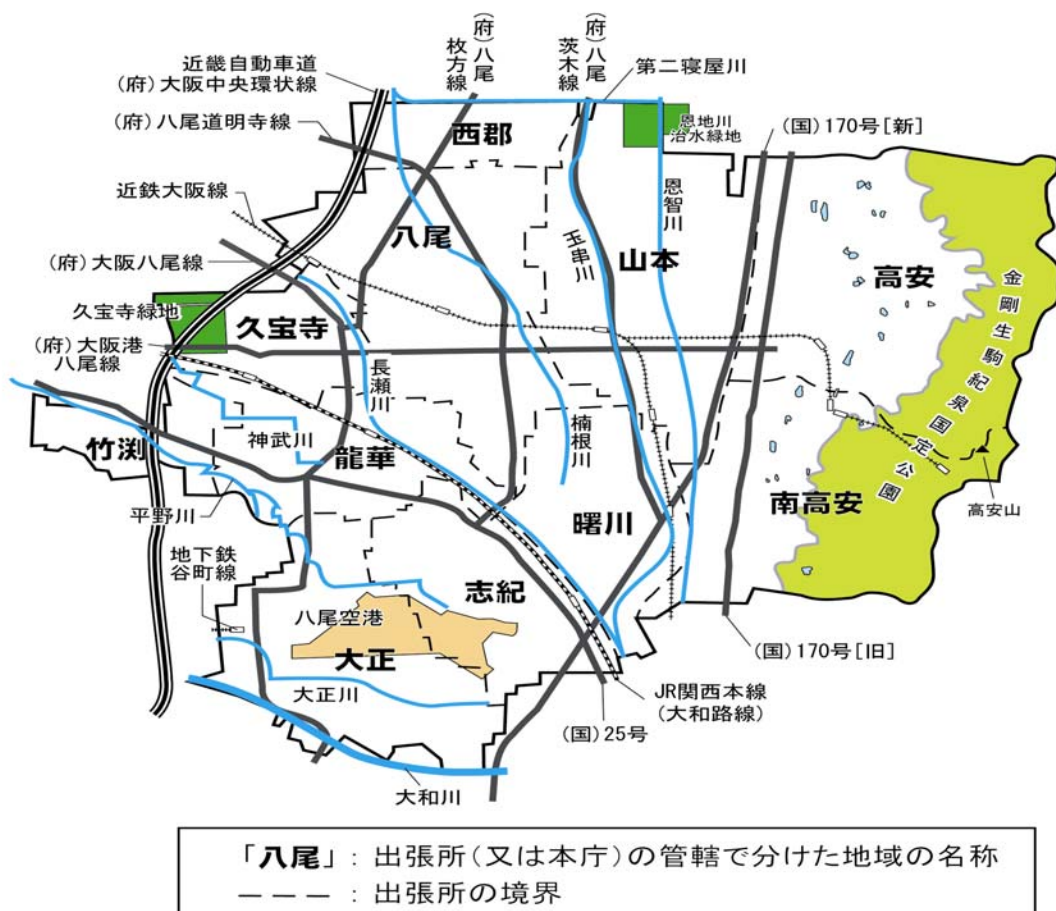
大阪府の東部中央に位置する八尾市は、東部に高安山、信貴山を中心とした東部山麓地域があり、麓には農地が散在しています（図2-1参照）。本市は、古くから産業や交通の要衝として栄えてきました。現在、本市には全国で9番目に多い約3千の製造事業所が集まる一大産業集積地になっており、「ものづくりのまち」として活力ある市勢を誇っています。本市の製造業は、業種別では金属関連の割合が最も多く、続いて機械関連、プラスチック関連・電気機械器具関連がその多くを占めています（※1）。

本市の人口は、平成3年度の約278千人をピークに緩やかな減少傾向を示し、平成22年度で約272千人です。一方、世帯数は毎年増加傾向を示し、平成22年度で119千世帯となっています。八尾市の人口は長期的には更に減少し、高齢化が進むものと予測（※2）されています。

※1：八尾市 中小企業サポートセンター ホームページから

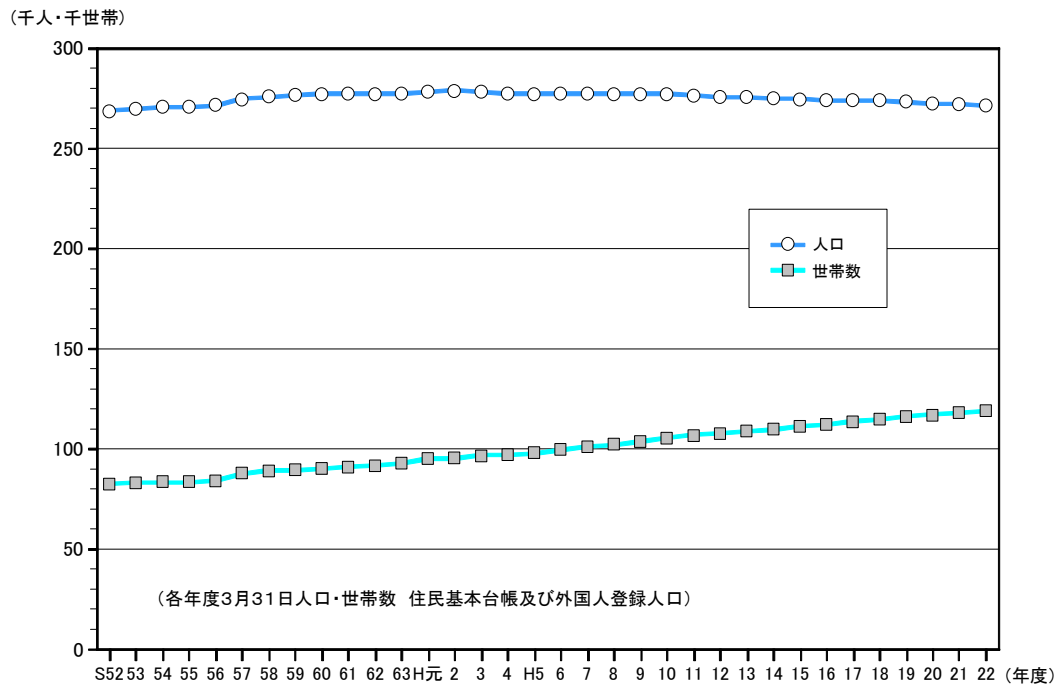
※2：「八尾市第5次総合計画「やお総合計画2020」基本構想」から

図2-1 八尾市の概要



出典：八尾市環境総合計画（改訂版）

図 2－2 人口・世帯数の推移



第 2 節 ごみ処理システムの現状

(1) ごみ処理システムの概要

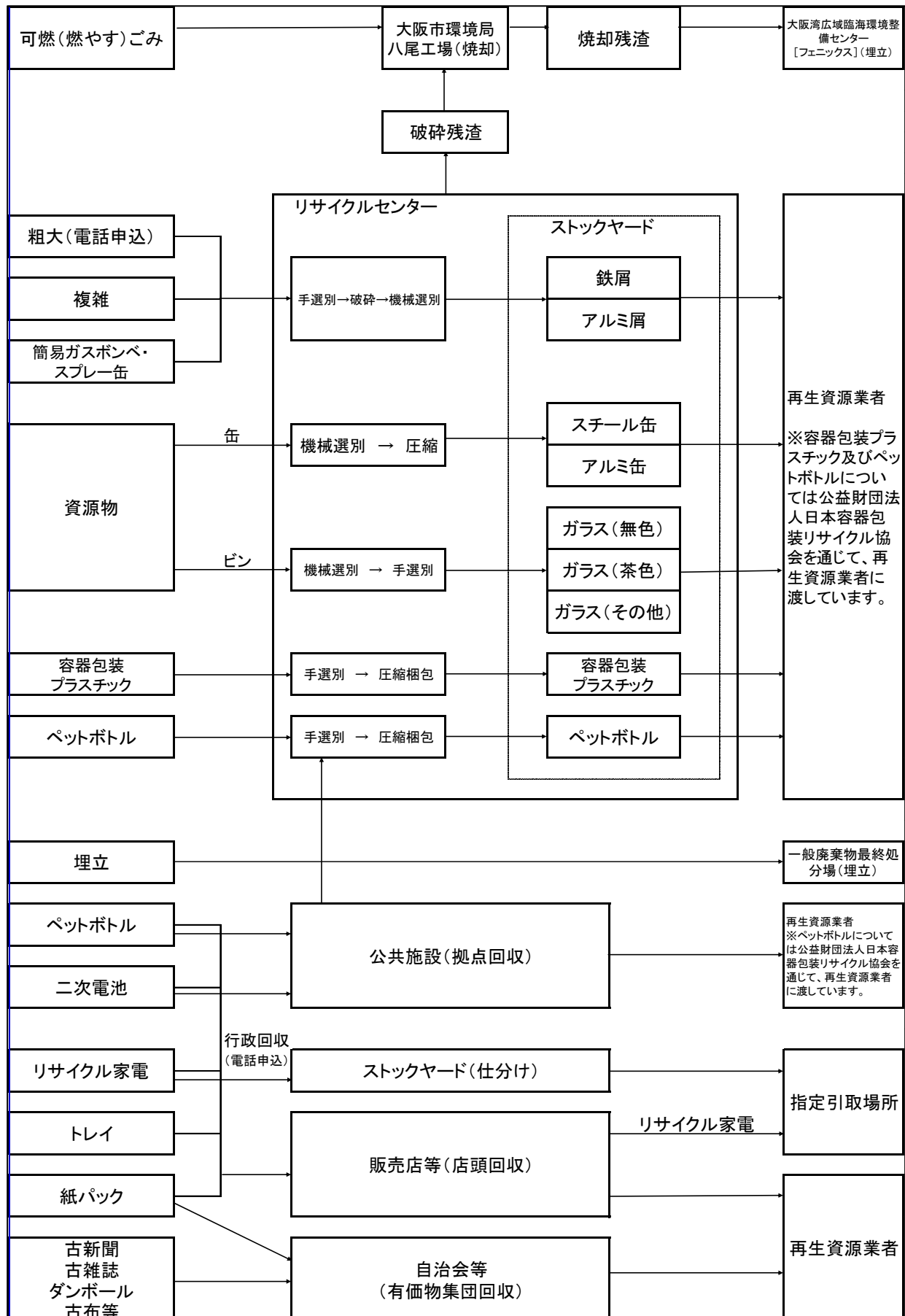
本市のごみ処理システムの概要を図 2－3 に示しました。

本市では、平成21年10月から家庭系ごみについては、それまでの5種分別・指定袋制から、「容器包装プラスチック」、「ペットボトル」、「簡易ガスボンベ・スプレー缶」を新たに加えた8種分別・指定袋制を全市実施しました。新たな分別区分の導入に先立ち、八尾市立リサイクルセンター（破碎施設、選別施設、圧縮梱包施設等）を同年3月に竣工しています。粗大ごみは電話申込制（無料）となっています。これらのごみの収集は直営収集で対応しています。

事業系ごみについては、家庭系ごみの5種分別の実施にあわせて、事業用指定袋（有料）による市収集及び直接持ち込みにて対応しておりましたが、平成18年6月に事業系一般廃棄物（可燃ごみ）収集運搬業許可制度を導入しました。

可燃（燃やす）ごみの処理は、大阪市との行政協力協定に基づき建設された焼却工場（大阪市環境局八尾工場）で焼却し、焼却灰は大阪湾広域臨海環境整備センターで処分しています。また、埋立ごみは、八尾市一般廃棄物最終処分場にて処分し、可燃（燃やす）ごみ及び埋立ごみを除くごみについては、八尾市立リサイクルセンターで処理しています。

図 2 - 3 八尾市におけるごみの処理システムの概要



（２）収集・運搬の現状

１）ごみ収集区分と収集体制

本市では、平成６年10月から、家庭系ごみの「可燃」、「資源」、「埋立」、「複雑」、「粗大」の５種分別・指定袋制による試行を一部地域において開始し、平成８年10月には全市に拡大しました。ペットボトルについては、平成９年から拠点回収や販売店による自主回収で対応してきました。

さらに、平成21年４月より「簡易ガスボンベ・スプレー缶」、また同年10月からは「容器包装プラスチック（※）」及び「ペットボトル」の分別収集を全市実施しました。また、同年10月からは、分別ごみの名称を一部変更するとともに、「化粧品びん」を「埋立ごみ」から「資源物」へ変更しています。

粗大ごみを除く本市が収集しているごみの内容と収集頻度は図２－４に示すとおりです。なお、粗大ごみは平成13年４月から、電話申込制（無料）を導入しています。その他の区分としては、リサイクル家電（義務外品）、臨時収集（引越等による一時多量ごみ）があります。

家庭用の指定袋は、ごみの排出１回１袋を基本とし、可燃袋（45ℓ）52枚、容器包装プラスチック袋（45ℓ）12枚、資源袋（35ℓ）12枚、ペットボトル（45ℓ）６枚、埋立袋（35ℓ）３枚、複雑袋（35ℓ）３枚の基本セット（半年分）を年２回、各世帯に配付（家族人数が多い世帯には、基本セットのほか、人数に応じて可燃（燃やす）ごみ袋（調整袋）及び容器包装プラスチック袋（調整袋）を配付）しています。なお、収集は直営体制で対応しています。

※本市では、多種分別化を実施するに際して、排出されるごみの質を高めるために、「その他のプラスチック製容器包装」の名称を「容器包装プラスチック」としています。

図 2-4 家庭系ごみの収集区分と内容・収集頻度（粗大ごみを除く）

ごみの分け方・出し方 ハンドブック

概 要 版

お知らせ 平成21年4月より『簡易ガスボンベ・スプレー缶』を分別収集しています。また、同年10月からは、『容器包装プラスチック』及び『ペットボトル』を分別収集するとともに、「化粧品ビン」が「埋立ごみ」より『資源物』に変更となっています。

※『簡易ガスボンベ・スプレー缶』については、火災事故等を防ぐため、「複雑ごみ」ではなく、下記の方法にて排出して下さい。

※『資源物』は、飲みもの・缶詰の缶と飲みもの・食べもの・化粧品のビンです。小型の家電製品やフライパンなどの金属類がついたものは、「複雑ごみ」にて排出して下さい。

可燃(燃やす)ごみ 毎週 ○・○ 曜日 朝8時30分までに！

主な品目  【CD】  【革製品】  【プラスチック製品（プラマークなし）】  【台所ごみ】  【草・小枝】  【紙おむつ】	可燃(燃やす)ごみの出し方 ◎生ごみは水をよく切りましょう。 ◎できるだけ肥料にしましょう。 ◎紙おむつ・ペットの汚物は、トイレに流して下さい。 ◎竹串は、紙に包むなど安全な工夫をして下さい。 ◎少量のてんぷら油は、固めるか、紙や布等に染み込ませて、出して下さい。
--	--

◎生ごみ・木くず・革製品・庭の草木・ビニール製品、プラマークのないプラスチック製品など
◎新聞・雑誌・段ボール、古着などは、地域の集団回収へ
◎座布団・毛布等は、粗大ごみです。

簡易ガスボンベ・スプレー缶 毎週 ○・○ 曜日 朝8時30分までに！

対象品目  【簡易ガスボンベ】  【スプレー缶】	簡易ガスボンベ・スプレー缶の出し方 ◎中身の分かる袋に入れて下さい。 ◎可燃ごみの袋のわきに出して下さい。 ◎一度にまとめて出さずに、使用後にその都度出して下さい。 ※カセットボンベ・エアゾール缶を最後まで使い切ったはずなのに、まだ中身の音が出る場合は、商品に表示されているメーカーにお問い合わせ下さい。カセットボンベにメーカー名が表示されていない場合は、(社)日本ガス石油機器工業会(カセットボンベお客様センター) 0120-14-9996 までお問い合わせ下さい。
--	---

◎簡易ガスボンベ・スプレー缶は、使い切ってから、火の気のない風通しのよい安全なところで穴を開けてから出して下さい。

容器包装プラスチック 第○・○ 曜日 朝8時00分までに！

主な品目  【お菓子などの容器】  【食料品のトレイ・パック】  【カップ類などの容器類】  【レジ袋】  【ビニール類】  【ラップ・フィルム類】  【断パツ等のプラスチック製容器類】 ※容器包装プラスチックは、直接指定ごみ袋に入れて下さい。いったん、レジ袋等の小袋に入れてから指定ごみ袋に入れますと、選別作業に支障がでます。	容器包装プラスチックの出し方  ◎プラマークがついているものです。 ◎上の識別マークが、表示されています。
---	--

◎中身は使い切り、汚れは洗ってから、出して下さい。
◎汚れや臭い取りにくいもの(チューブ状の容器等)は、選別作業が困難なため、可燃ごみに出して下さい。

ペットボトル 第○水曜日 朝8時30分までに！

ペットボトルの出し方  ①  ②  ③  ④ ※キャップ・ラベルは、容器包装プラスチックとして出して下さい。	ペットボトルマークが  ◎上の識別マークが、表示されています。
---	--

◎キャップ・ラベルをはずして下さい。
◎中身を出して、さっと水洗いして下さい。
◎乾かして、つぶしてから出して下さい。

資源物 第○・○水曜日(3・6・9・12月のみ1回) 朝8時30分までに！

主な品目  【ジュースのビン】  【食べ物の缶詰】  【調味料のビン】  【化粧品のビン】  【ビール・ジュースの缶】	資源物の出し方 ◎ビール・お酒などのリターナルビンは、販売店にもって行きましょう。(洗って何度も使えます。) ◎中身は完全に使い切って、すすぎ洗いをしましょう。 ◎ふたは取って下さい。(プラスチックのふたは容器包装プラスチック、金属のふたは複雑ごみに出しましょう。)
---	---

◎お菓子・粉ミルク・お茶の缶は、複雑ごみです。
◎ガラス食器は、埋立ごみです。
◎化粧品のビンは、資源物です。

埋立ごみ 第○水曜日(3・6・9・12月のみ) 朝8時30分までに！

主な品目  【ガラスくず】  【木・茶わん】  【グラス・ガラスコップ】  【植木鉢】  【使い捨てカイロ】	埋立ごみの出し方  ◎割れたものは、紙に包むなど安全な工夫をして下さい。
--	---

◎飲みもの・調味料のビンは、資源物です。
◎コンクリートや鉄の塊、瓦、底石や底土などは、収集できません。

複雑ごみ 第○水曜日 朝8時30分までに！

主な品目  【お菓子の缶】  【フライパン】  【傘】  【鏡】  【ミルクの缶】  【ドライヤー】  【蛍光灯・管】  【乾電池】	複雑ごみの出し方 ◎ライターは使い切ってください。 ◎電球・蛍光灯・体温計・包丁など危険なものは、紙に包むなど安全な工夫をして出して下さい。 ※電池は外して下さい。(充電式電池は、市又は販売店の回収ボックスへ持って行きましょう。) ※PCリサイクルマークのついたパソコンは、メーカーが回収・リサイクルを行いますので、メーカーにお問い合わせ下さい。
--	--

◎一点が袋に入らない大きさのものは、粗大ごみです。
◎飲みもの・缶詰の缶は、資源物です。

事業系ごみについては、平成18年6月から事業系一般廃棄物（可燃ごみ）収集運搬業許可制度を導入しましたが、それまでは、昭和45年4月からポリ容器単位で営業用手数料を徴収し、平成8年10月からは家庭系ごみと同様に事業用指定袋（有料）で直営収集していました（ただし、平成23年度時点で、許可業者収集と直営収集は併用実施）。事業用手数料は、表2-1に示すとおりです。

表2-1 事業用手数料（直営収集）

取扱区分			手数料
収集、運搬及び処分をともなうもの	基本手数料 (可燃ごみ週2回収集まで)	可燃収集	1回1袋につき100円
		可燃以外の収集	1回1袋につき60円
	特別手数料 (週3回以上の場合、基本手数料+特別手数料)		可燃収集が週3回のとき 1袋につき月額1,000円
			可燃収集が週6回のとき 1袋につき月額4,000円
終末処分のみ			大阪・八尾市のごみ焼却に関する協定書に基づく委託料相当額 (H20.7.1から142円/10kg)

2）収集車両台数及び職員数

家庭系ごみの収集のための車両台数及び職員数は、表2-2のとおりです。

表2-2 収集車両台数及び職員数（平成22年4月現在）

車 種	積載量	台数	用 途	天然ガス自動車
①特殊架装車				
パッカー	2.00 t	44	一般収集用	26
	3.00 t	4	集合住宅用	2
プレスパッカー	2.00 t	9	粗大ごみ収集用	
	3.00 t	3	粗大ごみ収集用	
リレーパック	5.00 t	2	破碎ごみ運搬専用	
②無蓋トラック				
ダンプ・トラック	2.00 t	2	臨時不法投棄収集用	
	4.00 t	1	臨時不法投棄収集用	1
③重機類				
クレーン車（バケット付）		1	臨時不法投棄収集用	
④軽四輪車				
軽四輪トラック	0.35 t	1	死獣処理専用等	1
軽四輪ダンプ	0.35 t	5	細街路収集用	
軽四輪バン		6	啓発・連絡用等	1
⑤普通乗用車		1	連絡用等	
合 計		79		31
収集担当課職員数	環境事業課 154名			

(3) 焼却・破砕処理、最終処分の現状と動向

1) 焼却・破砕処理施設、最終処分場の概要

本市の焼却・破砕処理施設等として、大阪市との行政協力協定に基づき建設された焼却工場（大阪市環境局八尾工場）、平成21年3月に竣工した、八尾市立リサイクルセンター（破砕施設、選別施設、圧縮梱包施設等）、埋立ごみのみを投入している八尾市一般廃棄物最終処分場があります。以下に、その概要を整理しました。

表 2－3 焼却・破砕処理施設、最終処分場の概要

①焼却施設

名 称	大阪市 環境局 八尾工場
所 在 地	八尾市上尾町七丁目1番地
敷地面積	40,100 m ²
竣 工	平成7年3月
総 工 費	約280億円
焼却能力	基準能力 600 t／24時間

②中間処理施設

名 称	八尾市立リサイクルセンター
所 在 地	八尾市曙町二丁目11番地
敷地面積	7,676 m ²
竣 工	平成21年3月
総 工 費	総工費30億5,431万円
施 設	○工場棟 施 設 概 要：粗大ごみ破砕施設 32 t／日 資源ごみ選別施設 14 t／日 容器包装プラスチック圧縮梱包施設 10 t／日 ペットボトル圧縮梱包施設 2 t／日 受入供給設備：ピットアンドクレーン 破 砕 機 形 式：せん断破砕式及び衝撃回転破砕式 選 別 設 備：機械選別・手選別併用 集じん脱臭方式：サイクロン・バグフィルタ・活性炭吸着併用
	○学習プラザ「めぐる」 主 な 機 能：展示・図書・パソコンコーナー、工房、見学コース、環境シアター、研修室、会議室 屋 上：緑地、太陽光発電パネル

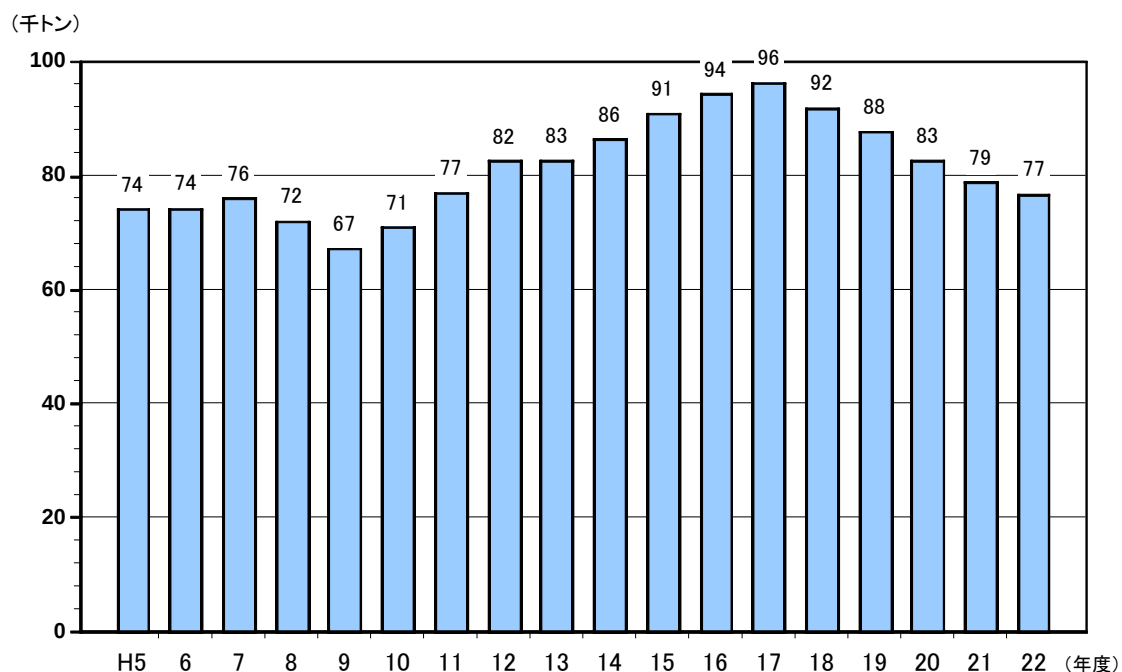
③最終処分施設

名 称	八尾市一般廃棄物最終処分場
所 在 地	八尾市上尾町九丁目36番地
敷地面積	19,733 m ²
埋立地面積	12,300 m ²
全体容量	70,000 m ³
残余容量	43,369 m ³ 平成21年度埋立量1,444 m ³ （覆土を含む）
竣 工	平成8年3月
総 工 費	約14億8,119万6千円

2) 焼却処理量の動向

焼却処理量は、平成17年度まで増加の一途をたどってきましたが、平成18年度以降は減少傾向を示しており、平成22年度で約77千tとなっています。

図 2 - 5 焼却処理量の推移

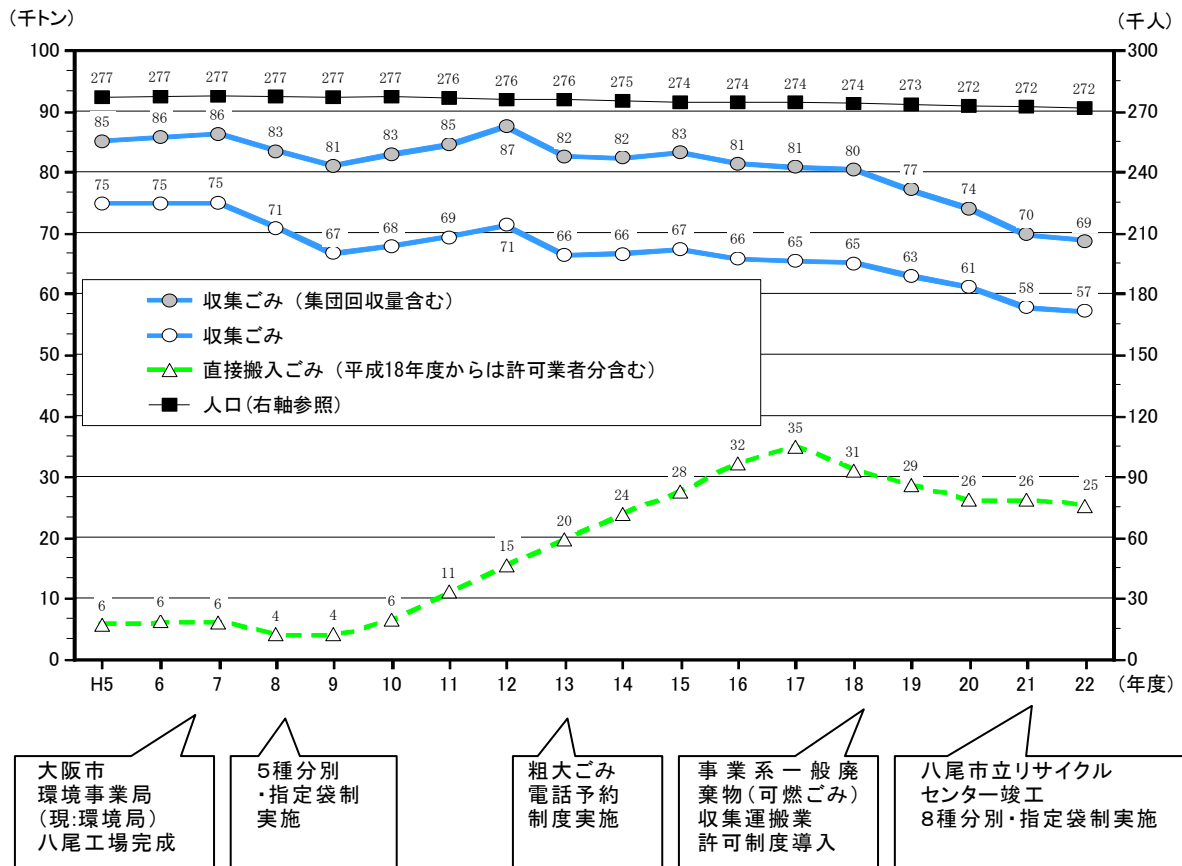


第3節 ごみ排出量の動向とごみ減量の可能性

(1) ごみ排出量の動向

図 2 - 6 に示すように、人口は概ね27万人でほぼ横這いで推移してきています。収集ごみについては、分別収集の拡充、ごみ減量意識の浸透等に伴い年々減少傾向を示しており、平成22年度では、57千t（集団回収量を含め69千t）となっています。直接搬入ごみ（平成18年度からは許可業者分含む）については、平成17年度まで増加傾向を示していましたが、平成18年6月に、事業系一般廃棄物（可燃ごみ）収集運搬業許可制度の運用を開始し、さらに、許可業者が収集したごみの展開検査と排出者指導等を継続的に実施することにより、平成18年度以降大きく減少しました。ただし、最近では25千tで横這い傾向を示しています。

図 2－6 人口及びごみ排出量の動向



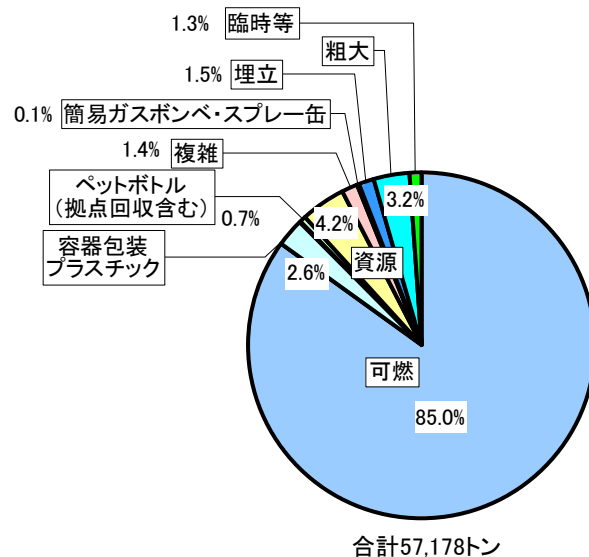
(2) 家庭系ごみの減量の可能性

平成22年度に実施したごみ組成分析調査の結果から、家庭系ごみの減量の可能性について、以下に整理しました。

1) 家庭系ごみの組成

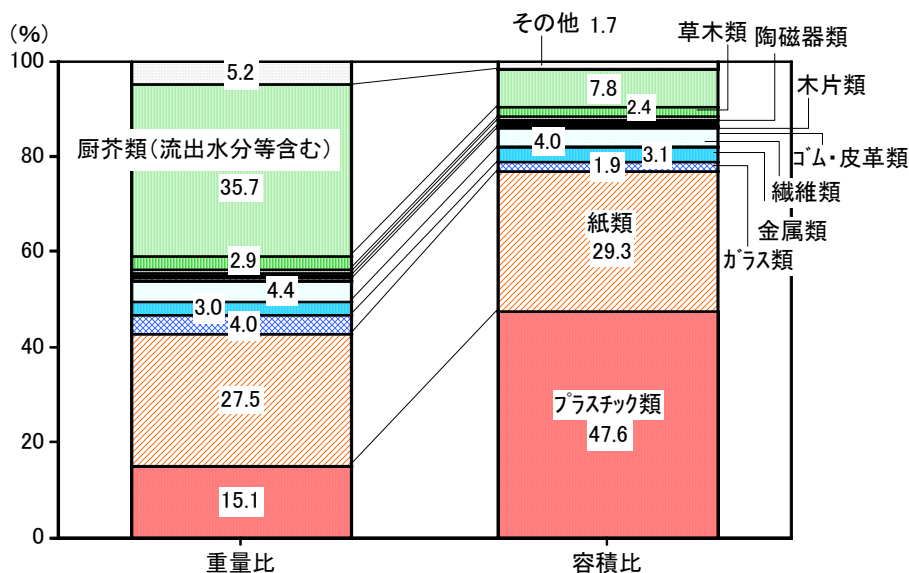
家庭から排出されるごみ全体を家庭系ごみと呼びますが、図 2－7 に示すように収集量比では、その大半 (85%) を可燃 (燃やす) ごみが占めています。

図 2－7 家庭系ごみの収集量割合 (平成22年度)



家庭系ごみのごみ組成概要を図 2－8 に示しています。重量比では、厨芥類、紙類、プラスチック類の順に割合が高く、容積比では、容器包装が嵩張るため、プラスチック類、紙類の順になっています。

図 2－8 家庭系ごみのごみ組成



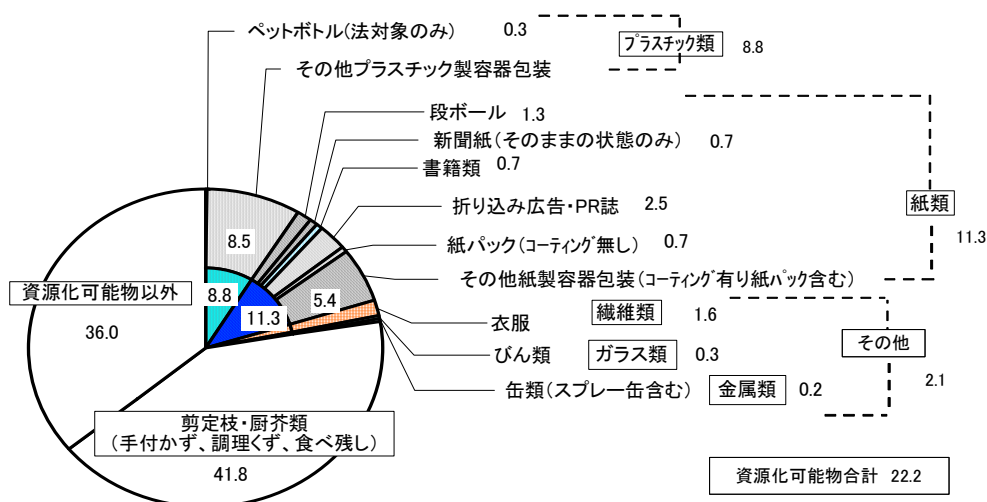
出典：平成22年度 ごみ組成分析調査

2) 資源化による減量の可能性

家庭系ごみのうち、焼却処理されている可燃（燃やす）ごみ、最終処分場に投入されている埋立ごみ以外は、何らかの形で資源回収が行われています。このため、ごみとして処理されているこの2つの収集区分のごみ種に含まれている資源化可能物の割合を整理し、図 2－9 に示しました。

紙製容器包装を含む古紙類やプラスチック製容器包装を中心に約22%が資源化可能物であり、これに剪定枝や厨芥類の堆肥化可能物を加えると約64%となり、2／3が減量可能です。

図 2－9 ごみとして処理されている家庭系ごみ中の資源化可能物の割合（重量比）

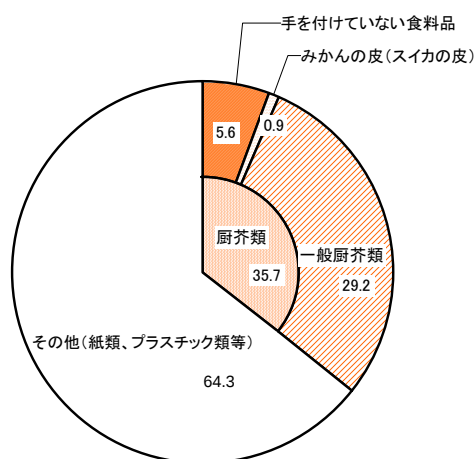


出典：平成22年度 ごみ組成分析調査

3) 発生抑制による減量の可能性

家庭系ごみに含まれている厨芥類と手を付けていない食料品の割合を図2-10に示しました。手を付けていない食料品は、冷蔵庫内の食料品の消費・賞味期限を常に確認し、衝動買いをせず、計画的な食材の購入により削減が可能です。また、厨芥類の70～80%が水分であり、水切り袋に入れて強く絞る等で10%前後の減量が可能です。

図2-10 家庭系ごみ中の厨芥類等の割合（重量比）

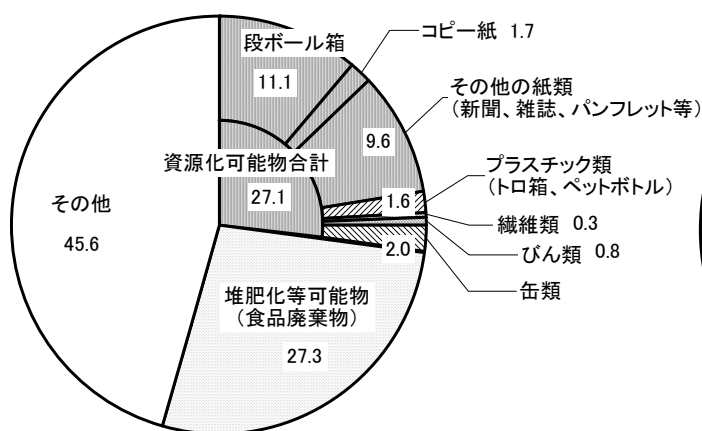


出典：平成22年度 ごみ組成分析調査

(3) 事業系ごみの減量の可能性

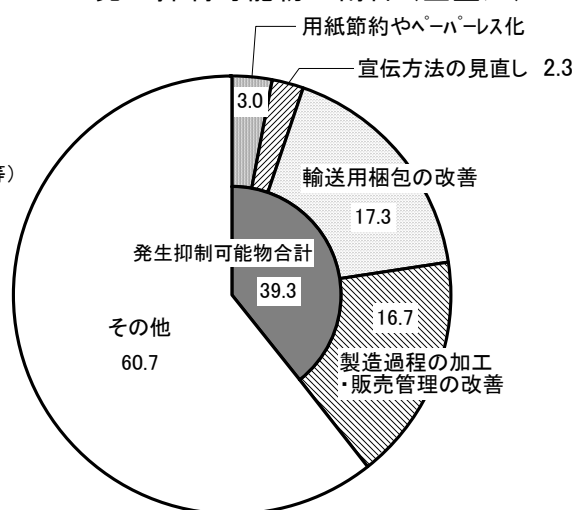
本市では調査をしていませんが、製造業の割合が高く産業立地の状況がよく似ている門真市の事業系ごみの資源化による減量の可能性を図2-11、発生抑制による減量の可能性を図2-12に示しました。家庭系と同じように減量の可能性が高いことが分かります。

図2-11 事業系ごみ中の資源化可能物の割合（重量比）



出典：事業系ごみ排出実態調査（門真市 H16）

図2-12 事業系ごみ中の発生抑制可能物の割合（重量比）



出典：同左

第4節 ごみ減量・資源化の現状

(1) ごみ減量・資源化等の取り組み概要

これまでの減量・資源化の取り組み等を表2-4に整理しました。

なお、環境教育・環境学習関係では、平成16年から、市内小・中学校や保育所等に向き、環境教育を実施しています。ちなみに、平成21年度では、延べ31校、4,513名に対する出前学習をしました。また、平成21年4月から八尾市立リサイクルセンター学習プラザ「めぐる」が開設し、ここを拠点に環境学習の充実を図っています。

表2-4 八尾市のごみ処理・資源化の歩み

昭和23年 4月	八尾市制施行(南河内郡八尾町、龍華町、久宝寺村、大正村及び西郡村が合併)。 ごみの処理は、自家処理(農家)や個人業者の収集、運搬及び埋立地投棄がおこなわれていた。 し尿の汲取処分は、自家処分や個人経営により農家還元がおこなわれていた。
昭和23年 11月	「八尾市塵芥処理条例」及び「八尾市塵芥処理手数料条例」を制定。 ごみの週1回収集 手数料 月額 20円 衛生課に清掃監督を設置し、旧町村毎の業務を統轄。
昭和24年 3月	「八尾市墓地使用条例」を制定。
昭和25年 5月	「八尾市火葬場使用料条例」を制定。
昭和29年 4月	「清掃法」公布。 「八尾市清掃条例」を制定。 「八尾市清掃条例施行規則」を制定。 ごみ処理の手数料を変更。 収集手数料 月額 30円 肩引き車を廃止。
昭和29年 11月	し尿処理の手数料を定め、汲取業者に6業者を許可。 し尿汲取手数料(一般家庭) 便槽1個につき 3人以下の世帯 月額 40円 4人以上の世帯 月額 50円 特殊手数料 36リットルにつき 10円 (官公庁、会社商店、寄宿舍、興行場、旅館、アパート、食堂、遊技場、共同便所、その他)
昭和30年 2月	河内市大字福万寺及び上之島の区域を編入。
昭和30年 4月	中河内郡南高安町、高安村及び曙川村と合併。
昭和32年 4月	南河内郡志紀町と合併。 し尿処理の手数料を変更。 1 普通手数料 3人以下の世帯 月額 50円 5人以下の世帯 月額 70円 6人以上1人増すごとに 10円 2 特殊手数料 18リットルにつき 10円
昭和35年 4月	ごみ処理の手数料を変更。 一般家庭4人まで 月額 40円 5人以上 月額 50円
昭和36年 4月	「大阪市並びに八尾市の行政上の協力に関する協定書」を調印。

昭和３６年	９月	八尾市清掃協同組合設立。
昭和３７年	４月	「八尾市立衛生処理場条例」を制定。 し尿処理の手数料を変更。 １ 普通手数料 ３人以下の世帯 １回につき ７０円 ４人以上１人増すごとに ２０円 ２ 特殊手数料 １８リットルにつき １５円
昭和３７年	５月	「八尾市立衛生処理場条例施行規則」を制定。
昭和３７年	６月	衛生処理場第一工場が完成。 処理能力 ９０キロリットル/日
昭和３８年	８月	清掃課を設置し、ごみ処理の手数料収納業務を収税課より移管。
昭和３９年	４月	松原市若林町及び大堀町の区域のうち、大和川の中心線以北の区域を編入。 埋立処分地の作業能率向上のためブルドーザーを購入。
昭和３９年	６月	「八尾市墓地使用条例施行規則」を制定。 衛生課より衛生処理場を設置。
昭和３９年	８月	「八尾市火葬場使用料条例」を改正し、「八尾市火葬場条例」に変更。 「八尾市墓地使用条例」を改正し、「八尾市墓地条例」に変更。 「八尾市墓地使用条例施行規則」を改正し、「八尾市墓地条例施行規則」に変更。 八尾市立衛生処理場運営審議会を設置。
昭和３９年	１０月	「大阪市・八尾市ごみ共同焼却処理に関する覚書」を交換。
昭和４０年	４月	山城町一丁目他２地区６００世帯をモデル地区に指定し、ごみの週２回収集を試行。 機材整備５ヶ年計画を策定し、四輪特殊架装車を購入。
昭和４１年	４月	不法投棄処理専用車(ユニックローダー)を購入。
昭和４１年	５月	大阪市 清掃局 八尾工場(焼却工場)が完成、９月より稼動。 基準能力 ４５０ｔ/２４時間
昭和４１年	６月	衛生処理場第一工場を増設。 処理能力 １３５キロリットル/日
昭和４１年	７月	大阪市と「八尾工場のごみ焼却に関する協定」を締結。
昭和４１年	９月	ごみの週２回収集のモデル地区を拡大(３,０００世帯)。 市内の一部でダストボックス収集方式を開始。
昭和４２年	４月	死獣処理専用車を購入。
昭和４２年	５月	小型バキューム車(５００リットル)を購入、八尾市清掃協同組合に無償で貸与。 八尾市清掃協同組合保有台数 １.８キロリットル積載車 ２４台 ０.５キロリットル積載車 １台 計 ２５台
昭和４３年	３月	「八尾市火葬場条例」を全部改正。
昭和４３年	４月	し尿処理の手数料を変更。 １ 普通手数料 ３人以下の世帯 １回につき １００円 ６人以下の世帯 １回につき １５０円 ７人以上の世帯 １回につき ２００円 ２ 特殊手数料 １８リットルにつき ２５円

	衛生処理場の使用料を変更。 し尿浄化槽汚泥 180 リットルにつき 20 円
昭和43年 10月	ごみの週2回定曜日収集を全市域で実施。 高美町五丁目に清掃庁舎が完成。
昭和45年 1月	衛生処理場の地盤沈下防止のため、地下水の汲み上げを中止し、府営工業用水(5,000t/日)に切替。
昭和45年 3月	衛生処理場第二工場が完成。 130 キロリットル/日 衛生処理場第一工場と第二工場をあわせた処理能力 265 キロリットル/日
昭和45年 4月	一般家庭のごみ手数料を無料化。 営業用手数料 ポリ容器 45 リットル入り 1 個 月額 200 円 ダストボックス 1 個 月額 2,500 円
昭和45年 12月	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法・廃掃法)」公布。
昭和47年 3月	「八尾市清掃条例」を全部改正し、「八尾市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」を制定。 「八尾市清掃条例施行規則」を全部改正し、「八尾市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則」を制定。
昭和47年 4月	ごみ処理の手数料を変更。 営業用手数料 ポリ容器 45 リットル入り 1 個 月額 200 円 ダストボックス 1 個 月額 4,500 円 臨時収集 1t につき 4,000 円
昭和47年 5月	粗大ごみの月1回定曜日収集を開始。
昭和47年 12月	清掃庁舎を増築。
昭和48年 2月	清掃制度改善委員会を設置。汲取業者の公社化の検討を開始。
昭和48年 7月	廃棄物破砕工場が完成。 処理能力 100t/5 時間
昭和48年 10月	衛生処理場両工場を増改築。 処理能力 380 キロリットル/日
昭和48年 11月	清掃改善対策室を設置。
昭和49年 4月	し尿処理の手数料を変更。 1 普通手数料 世帯割 月額 200 円 人頭割 1 人 1 回 50 円 2 従量制 18 リットル 80 円
昭和50年 4月	ごみ処理の手数料を変更。 終末処分のみ 3,000 円
昭和50年 6月	「八尾市火葬場条例施行規則」を制定。
昭和50年 7月	保健衛生部を生活環境部に名称変更。 清掃改善対策室を廃止。
昭和50年 8月	財団法人八尾市清協公社設立。し尿収集業務等を委託。
昭和51年 2月	八尾市公害対策審議会に「八尾市の環境保全に関する方策について」諮問。

昭和 5 1 年	3 月	「八尾市あき地の適正管理に関する条例」を制定。
昭和 5 1 年	4 月	衛生処理場の使用料を変更。 し尿浄化槽汚泥 1.8 キロリットル 500 円
昭和 5 1 年	8 月	「八尾市あき地の適正管理に関する条例施行規則」を制定。
昭和 5 4 年	5 月	廃棄物処理施設対策室を設置。
昭和 5 4 年	1 0 月	ごみ処理の手数料を変更。 事業系一般廃棄物 週 2 回収集 ポリ容器 45 リットル入り 1 個 月額 300 円 週 3 回収集 ポリ容器 45 リットル入り 1 個 月額 1,000 円 週 4 回収集 ポリ容器 45 リットル入り 1 個 月額 1,500 円 週 5 回収集 ポリ容器 45 リットル入り 1 個 月額 2,500 円 週 6 回収集 ポリ容器 45 リットル入り 1 個 月額 3,000 円
昭和 5 5 年	1 月	市内の一部(長池地区福祉委員会傘下 25 町会 3,100 世帯)をモデル地区とし、ごみの分別収集(「可燃」「不燃」「粗大」)及び有価物集団回収奨励金交付制度を試行。
昭和 5 5 年	4 月	し尿処理の手数料を変更。 1 普通手数料 世帯割 月額 300 円 人頭割 1 人 1 回 150 円 2 従量制 18 リットル 120 円
昭和 5 5 年	7 月	市内全域でごみの分別収集及び有価物集団回収奨励金交付制度(1kg 当たり 2 円)を実施。
昭和 5 8 年	5 月	「浄化槽法」公布。
昭和 5 9 年	2 月	不燃物処理資源化施設(リサイクルプラザ)が完成。 処理能力 30t/5 時間 廃棄物破砕工場とリサイクルプラザをあわせて廃棄物処理センターに名称変更。
昭和 6 1 年	4 月	生活環境部と市民経済部を統合し、市民生活部として改編。
昭和 6 2 年	4 月	有価物集団回収奨励金を 1kg 当たり 3 円に改正。
平成 元 年	4 月	有価物集団回収奨励金を 1kg 当たり 4 円に改正。
平成 元 年	1 2 月	衛生処理場更新検討委員会を設置。
平成 3 年	4 月	「再生資源の利用の促進に関する法律(改正後名称:資源の有効な利用の促進に関する法律)」公布。
平成 4 年	4 月	市民生活部を環境部と市民部に再編。 清掃事業所をごみ減量課と清掃事業所に分課。 廃棄物処理施設対策室を廃止。
平成 4 年	1 0 月	ごみ及びその他の廃棄物処理の手数料を変更。 1 事業用手数料 週 2 回収集 ポリ容器 45 リットル入り 1 個 月額 600 円 週 3 回収集 ポリ容器 45 リットル入り 1 個 月額 2,000 円 週 6 回収集 ポリ容器 45 リットル入り 1 個 月額 6,000 円 2 事業用以外の臨時手数料 積載量 1t につき 6,000 円 ただし、収集及び運搬を除く終末処分のみの場合は、1t につき 4,000 円 3 その他の廃棄物 犬、猫等の死体 1 匹につき 2,000 円 ただし、収集及び運搬を除く終末処分のみの場合は、1 匹につき 1,000 円

	し尿処理の手数料を変更。 1 普通手数料 世帯割 月額 400 円 人頭割 1 人 1 回 200 円 2 従量制 18 リットル 160 円
平成 5 年 3 月	「八尾市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」を全部改正し、「八尾市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」を制定。
平成 5 年 4 月	「八尾市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則」を全部改正し、「八尾市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則」を制定。
平成 5 年 6 月	生ごみ堆肥化容器(コンポスト)購入費助成金交付制度を実施。
平成 5 年 11 月	「環境基本法」公布。
平成 6 年 10 月	美園地区周辺(美園地区・久宝寺地区・八尾第 2 地区福祉委員会傘下 23 町会約 3,000 世帯)をモデル地区とし、ごみの 5 種分別(「可燃」「資源」「埋立」「複雑」「粗大」)を指定袋制により試行。
平成 7 年 3 月	大阪市 環境事業局 八尾工場の新工場が完成、翌月より稼動。 基準能力 600t/24 時間 衛生処理場の新処理場が完成。 処理能力 275 キロリットル/日
平成 7 年 6 月	「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(容器包装リサイクル法)」公布。
平成 8 年 3 月	一般廃棄物最終処分場が完成。 敷地面積 19,733 m ² 埋立地面積 12,300 m ² 全体容量 70,000m ³
平成 8 年 4 月	ごみ減量課、清掃事業所、衛生処理場を環境事業課、環境施設課に再編。 環境事業課ごみ政策室を設置。
平成 8 年 10 月	ごみの 5 種分別指定袋制(「可燃」「資源」「埋立」「複雑」「粗大」)を全市民協力のもとに実施。 事業用ごみ手数料 ア 基本手数料 可燃収集 1 回 1 袋につき 100 円 可燃以外の収集 1 回 1 袋につき 60 円 イ 特別手数料 可燃収集が週 3 回のとき 1 袋につき月額 1,000 円 可燃収集が週 6 回のとき 1 袋につき月額 4,000 円 週 2 回の可燃収集をする事業者に対しては、基本手数料のみを徴収し、週 3 回以上の可燃収集をする事業者に対しては、基本手数料のほか収集回数に応じて特別手数料を徴収する。 生ごみ堆肥化ばかし容器貸与制度を実施。
平成 9 年 4 月	「容器包装リサイクル法」一部施行。 有価物集団回収奨励金を 1kg 当たり 5 円に改正。 環境事業課管理係、推進係をごみ政策室と業務係に統合。
平成 9 年 9 月	一般廃棄物最終処分場にペットボトル減容機を設置し、ストックヤードの整備をおこなう。
平成 9 年 10 月	市役所本庁舎、各出張所及び清掃庁舎の計 12 ヶ所を拠点として、ペットボトルの回収を実施。
平成 9 年 11 月	八尾市ごみ減量・リサイクル推進連絡協議会設立。翌月より販売店等によるペットボトルの回収開始。
平成 10 年 6 月	「特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)」公布。
平成 10 年 10 月	清掃庁舎の土曜閉庁に伴いごみ収集曜日を変更。 有価物集団回収事業回収業者報償金制度を実施。 大阪府廃棄物減量化・リサイクル推進会議との共催により、環境啓発イベント「リサイクルフェア'98 大阪 in やお」を総合体育館(ウイング)にて開催。

平成 11 年	5 月	市役所本庁舎、各出張所及び清掃庁舎の計 12 ヶ所を拠点として、充電式電池（二次電池）の回収を実施。
平成 11 年	10 月	八尾市ごみ減量・リサイクル推進連絡協議会により、八尾市ごみ減量・リサイクル推進店（ごみ減量とリサイクルに取り組むお店）認定制度を実施。
平成 12 年	2 月	「八尾市廃棄物減量等推進審議会規則」を制定。
平成 12 年	3 月	八尾市廃棄物減量等推進審議会を設置。
平成 12 年	4 月	「容器包装リサイクル法」完全施行。 環境事業課ごみ政策室と環境総務課の企画・総務部門を統合して、環境政策室を設置。 家庭用電動生ごみ処理機購入助成金交付制度を実施。
平成 12 年	6 月	「循環型社会形成推進基本法」公布。
平成 13 年	4 月	「家電リサイクル法」施行。 粗大ごみ等の電話等による予約制度を実施。 事業用以外のごみ手数料 臨時手数料（特定家庭用機器廃棄物を除く） 積載量 1t につき 6,000 円 ただし、収集及び運搬を除く終末処分のみの場合は、1t につき 4,000 円 特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬手数料 1 個につき 2,500 円
平成 13 年	9 月	「八尾市火葬場条例」を改正し、「八尾市斎場条例」に変更。
平成 13 年	10 月	八尾市廃棄物減量等推進審議会より「施設整備への対応に関する中間報告」中間答申。
平成 13 年	11 月	八尾市立斎場が完成。翌年 2 月より供用開始。
平成 13 年	12 月	「八尾市火葬場条例施行規則」を改正し、「八尾市斎場条例施行規則」に変更。
平成 14 年	2 月	八尾市廃棄物減量等推進審議会より「一般廃棄物の減量及び適正処理等に関する基本方策について」答申。
平成 14 年	12 月	八尾市廃棄物減量等推進審議会に「八尾市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）」について諮問。
平成 15 年	6 月	「八尾市墓地条例」を全部改正（施行日は平成 15 年 7 月）。 「八尾市墓地条例施行規則」を全部改正（施行日は平成 15 年 7 月）。
平成 15 年	9 月	「八尾市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）」を策定。
平成 16 年	6 月	「八尾市納骨堂条例」を制定（施行日は平成 17 年 1 月）。
平成 16 年	12 月	「八尾市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」を全部改正（施行日は平成 17 年 10 月）。
平成 17 年	1 月	「八尾市納骨堂条例施行規則」を制定。
平成 17 年	9 月	「八尾市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則」を全部改正（施行日は平成 17 年 10 月）。
平成 18 年	6 月	事業系一般廃棄物（可燃）収集運搬業許可制度の運用を開始。
平成 19 年	2 月	八尾市廃棄物減量等推進審議会に「八尾市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）」について諮問。
平成 19 年	5 月	八尾市廃棄物処理センター建替工事に着工。

平成 20 年 4 月	環境部と市民産業部を統合し、経済環境部として再編。
平成 20 年 6 月	八尾市立リサイクルセンターの試験運転開始。
平成 20 年 9 月	八尾市廃棄物減量等推進審議会より「八尾市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）」について答申。
平成 20 年 10 月	西山本地区（西山本地区 20 町会約 2,600 世帯）をモデル地区とし、ごみの 8 種分別・指定袋制（「可燃（燃やす）ごみ」「資源物」「容器包装プラスチック」「埋立」「複雑」「ペットボトル」「簡易ガスボンベ・スプレー缶」「粗大」）を試行。
平成 20 年 12 月	「八尾市立リサイクルセンター学習プラザ条例」を制定（施行日は平成 21 年 5 月）。
平成 21 年 3 月	八尾市立リサイクルセンターの竣工。
平成 21 年 4 月	「簡易ガスボンベ・スプレー缶」の分別収集を全市域にて実施。
平成 21 年 5 月	八尾市立リサイクルセンター学習プラザのオープン。
平成 21 年 10 月	ごみの 8 種分別・指定袋制（「可燃（燃やす）ごみ」「資源物」「容器包装プラスチック」「埋立」「複雑」「ペットボトル」「簡易ガスボンベ・スプレー缶」「粗大」）を全市域にて実施。
平成 22 年 2 月	「八尾市一般廃棄物再生輸送業の指定に関する規則」を制定。

(2) 資源化量の動向

市が分別収集した資源物、容器包装プラスチック、ペットボトル、粗大ごみ等から回収した資源回収量と集団回収量の資源化量の推移を図2-13に示しています。最近では、新聞・雑誌等の購読量が低下傾向にあり、本市における集団回収量の大半を占める古紙類も同様の傾向にあることから、集団回収量が減少し、資源化量全体も低迷現象を示しています。

表2-5には、平成22年度における市民1人1日当たりの資源化量を整理しました。全てを合わせると、154g/人/日となっています。

図2-13 資源化量の動向

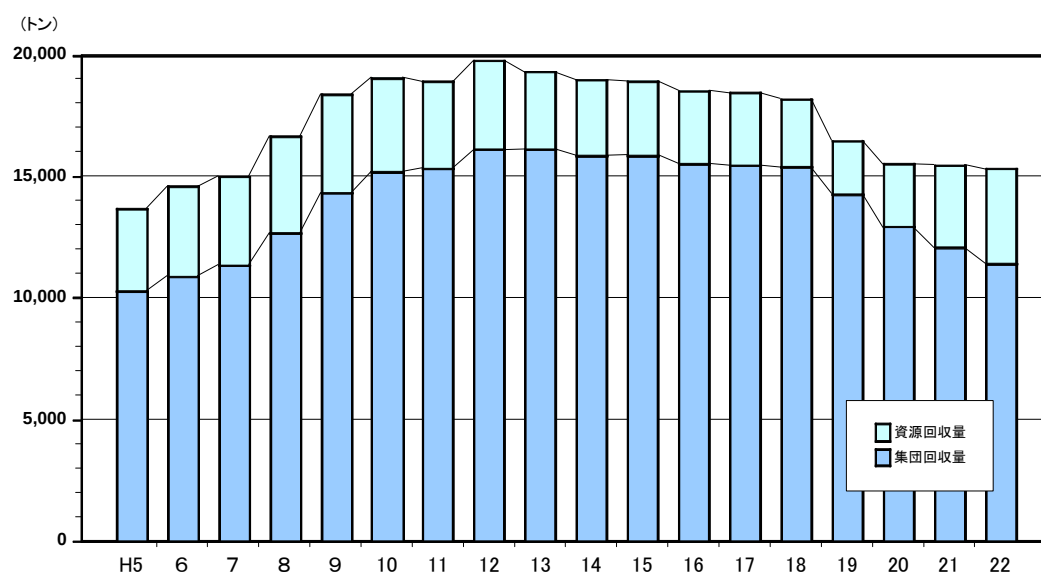


表2-5 市民1人1日当たりの資源化量（平成22年度）

回収別品目区分			資源化実績	
			資源化量 (t/年)	市民1人当たり (g/人/日)
家庭系ごみ	集団回収	古紙類	10,646.44	107
		紙パック	99.94	1
		古布	545.19	6
		金属類	129.71	1
	小計		11,421.28	115
	分別収集	びん・缶類	1,595.30	16
		ペットボトル	294.45	3
		容器包装プラスチック	1,215.73	12
	小計		3,105.48	31
	破砕後回収等	金属類	751.54	8
		危険物・蛍光管	1.65	0
小計		753.19	8	
資源化量合計			15,279.95	154

(3) 分別排出率

資源化量（市が分別収集したごみから回収した資源回収量と集団回収量）と家庭系ごみ組成分析調査から得た可燃（燃やす）ごみ及び埋立ごみ中に含まれている資源化可能物の量から求めた、資源回収ルートへ排出された割合を占めず分別排出率の現状を表2-6に整理しました。

古紙類はミックスペーパー（紙製容器包装、パンフレット、メモ紙、封筒等）、牛乳パックを除けば高い割合となっています。ペットボトルの分別排出率の高い水準がありますが、容器包装プラスチックは30%程度となっています。また、缶類・びん類は90%を越えた分別排出率となっています。

表2-6 分別排出量の現状

品 目			資源化の実績(t)				1人1日当たりの資源化量実績(g) ①	可燃・埋立ごみ中への排出状況(H22)		分別排出率 ①÷(①+②)	備考
			集団 回収	分別 収集 収集 ベース	その他	合計		ごみ中の 割合	1人1日 当たり 排出量 (g) ②		
紙類	新聞紙(そのまま排出)・折込広告・PR誌	6,988	0	0	6,988	70.5	3.20%	16.0	81.5%		
		2,136	0	0	2,136	21.6	0.73%	3.6	85.7%		
		1,523	0	0	1,523	15.4	1.29%	6.4	70.6%		
		小計	10,647	0	0	10,647	107.5	5.22%	26.0	80.5%	
	牛乳パック	100	0	0	100	1.0	0.70%	3.5	22.2%		
	ミックスペーパー	0	0	0	0	0.0	8.23%	41.1	0.0%		
計		10,747	0	0	10,747	108.5	19.37%	70.6	60.6%		
プラスチック類	ペットボトル	0	347	32	379	3.8	0.31%	1.4	73.1%	可燃ごみ中のペットボトルの飲み残し率10%と想定して分別排出率を算定している。	
	容器包装プラスチック	0	1,464	0	1,464	14.8	8.50%	34.0	30.3%	アルミ蒸着袋は含む。発泡トレイも含めた目標。なお、食品付着物が洗浄、乾燥することにより除かれるので、収集ベースの重量に80%を乗じて分別排出率を算定している。	
計		0	1,811	32	1,843	18.6	—	35.4	34.4%		
布類 古布		545	0	0	545	5.5	1.60%	8.0	40.7%		
金属類 缶		129	603	0	732	7.4	0.08%	0.4	94.9%		
ガラス類 びん		0	1,776	0	1,776	17.9	0.30%	1.5	92.3%		
簡易ガスボンベ・スプレー缶		0	45	0	45	0.5	0.00%	0.0	100.0%		
生ごみ コンポスト		0	0	307	307	3.1	39.21%	195.8	1.6%		
合計		11,421	4,235	339	15,995	161.5	—	311.7	—		

注1) 分別収集量は、異物も含む分別収集量です。

2) 缶・びんの分別収集量は、分別収集量2,462t にごみ組成分析調査から求めた缶・びんの割合を乗じて推定しています。

3) 破砕後の金属回収量は含めていません。

4) 生ごみコンポスト量は、H22可燃(燃やす)ごみ原単位(491g)×40%(H22ごみ組成調査厨芥率)×投入率(80%)で推定しています。

5) ミックスペーパーの量は、H22ごみ組成分析調査を用いて推計しています。

第5節 ごみ排出量、資源化量のお都市との比較

平成21年度における府内市町村別の市民（町民）1人1日当たりのごみ排出量と資源化量を表2-7に示しました。

本市は、集団回収は市民1人1日当たりの回収量は多く、府内でも上位に位置付けられていますが、ごみ排出量等の他の指標は概ね20番前後であり、今後更に一層、ごみ減量・資源化に努めていく必要があります。

表2-7 府内市町村別の市民（町民）1人1日当たりのごみ排出量と資源化量
（平成21年度）

（単位：排出量：g/人/日）

市区町村名	ごみ排出量						資源化量								備考
	生活系 ※集団回収量は除く		事業系		ごみ排出量計		集団回収量		分別収集等公共関係 による資源化				資源化量計		
									内訳 プラスチック製 容器包装						
	排出量	順位 (少ない順)	排出量	順位 (少ない順)	排出量	順位 (少ない順)	排出量	順位 (多い順)	排出量	順位 (多い順)	排出量	順位 (多い順)	排出量	順位 (多い順)	
大阪市	525.0	6	733.7	42	1258.7	42	37.2	36	42.6	36	18.5	16	79.8	38	
堺市	585.3	25	414.3	34	999.6	34	109.7	8	42.6	36	7.9	24	152.3	20	資源化量の内訳はその他が多い
岸和田市	564.3	16	382.1	31	946.4	32	101.7	13	60.2	19	34.9	3	161.9	15	
豊中市	536.0	8	314.1	26	850.1	22	55.6	32	48.3	29	4.7	26	103.9	33	
池田市	575.6	19	269.7	22	845.3	21	49.3	34	49.1	27	0.4	30	98.4	35	
吹田市	552.6	13	331.9	29	884.5	26	81.8	25	45.3	32	0.0	32	127.1	28	
泉大津市	545.2	11	395.0	33	940.2	31	95.1	17	52.3	24	0.0	32	147.4	24	
高槻市	577.3	21	423.7	36	1001.0	36	85.3	23	37.5	40	0.0	32	122.8	30	
貝塚市	606.5	32	445.8	38	1052.3	39	96.2	15	58.1	21	29.5	6	154.3	19	
守口市	463.7	1	327.9	28	791.6	9	78.9	27	108.8	4	39.4	2	187.7	7	
枚方市	516.1	4	221.4	18	737.5	4	142.6	3	62.2	16	30.4	5	204.8	5	別途、プラスチック類資源化量有り
茨木市	565.7	18	528.1	41	1093.8	41	108.7	10	137.4	2	0.0	32	246.1	2	溶融スラグ
八尾市	578.1	22	261.9	20	840.0	20	121.2	6	34.3	42	6.9	25	155.5	18	
泉佐野市	486.6	3	837.2	43	1323.8	43	22.5	37	68.3	14	15.7	18	90.8	36	
富田林市	715.4	39	102.0	4	817.4	16	117.2	7	61.0	17	13.2	21	178.2	12	
寝屋川市	590.1	28	214.7	16	804.8	13	88.4	21	97.8	7	43.2	1	186.2	9	プラスチック類を計上した
河内長野市	579.9	24	160.5	9	740.4	5	133.0	5	102.1	6	17.0	17	235.1	3	
松原市	543.3	10	278.7	23	822.0	17	88.5	20	76.9	11	18.8	15	165.4	14	
大東市	587.3	26	215.7	17	803.0	12	71.0	29	50.7	25	24.7	9	121.7	32	
和泉市	565.5	17	264.7	21	830.2	18	100.1	14	50.5	26	1.7	28	150.6	21	
箕面市	553.8	14	332.4	30	886.2	27	109.6	9	46.9	30	1.8	27	156.5	17	
柏原市	728.9	41	152.3	8	881.2	24	14.7	38	43.6	35	0.0	32	58.3	39	
羽曳野市	663.0	37	201.6	14	864.6	23	79.1	26	23.6	43	0.0	32	102.7	34	
門真市	546.3	12	464.0	39	1010.3	37	71.9	28	66.2	15	20.5	11	138.1	25	
摂津市	517.9	5	421.3	35	939.2	30	103.4	12	56.5	22	0.0	32	159.9	16	
高石市	541.1	9	292.9	24	834.0	19	96.1	16	36.2	41	0.4	30	132.3	26	
藤井寺市	612.1	33	432.5	37	1044.6	38	0.0	40	45.0	33	0.0	32	45.0	43	
東大阪市	589.2	27	473.0	40	1062.2	40	83.4	24	40.4	38	9.6	23	123.8	29	
泉南市	576.7	20	388.9	32	965.6	33	53.9	33	75.9	12	19.3	13	129.8	27	
四條畷市	579.5	23	198.8	13	778.3	7	89.4	19	97.7	8	25.1	8	187.1	8	資源化量の内訳はその他が多い
交野市	534.7	7	147.3	7	682.0	2	38.3	35	84.2	10	34.6	4	122.5	31	
大阪狭山市	725.3	40	165.1	10	890.4	28	138.6	4	40.1	39	1.5	29	178.7	11	
阪南市	600.5	31	205.3	15	805.8	14	68.0	30	103.5	5	19.0	14	171.5	13	
島本町	590.7	29	98.2	2	688.9	3	0.0	40	48.5	28	0.0	32	48.5	41	
豊能町	662.4	36	117.7	6	780.1	8	91.7	18	190.0	1	27.7	7	281.7	1	
能勢町	469.6	2	303.3	25	772.9	6	67.1	31	114.8	3	19.8	12	181.9	10	
忠岡町	599.2	30	197.9	12	797.1	11	105.3	11	44.8	34	0.0	32	150.1	22	
熊取町	561.2	15	233.3	19	794.5	10	0.0	40	87.1	9	24.5	10	87.1	37	
田尻町	673.1	38	327.8	27	1000.9	35	0.7	39	55.5	23	0.0	32	56.2	40	
岬町	789.6	43	104.4	5	894.0	29	0.0	40	46.1	31	0.0	32	46.1	42	
太子町	645.3	35	29.4	1	674.7	1	87.8	22	60.7	18	15.2	19	148.5	23	
河南町	784.6	42	98.9	3	883.5	25	145.5	2	58.8	20	9.7	22	204.3	6	
千早赤阪村	634.7	34	172.3	11	807.0	15	148.9	1	69.5	13	13.6	20	218.4	4	

出典：一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）

第6節 ごみ処理手数料とごみ処理費用の現状

焼却手数料は、大阪市との行政協定に基づく協議の結果、平成20年7月1日から142円/10kgとなっています。

家庭系ごみの各分別収集区分別の処理1t当たりの経費を算定して表2-8に整理しています。可燃（燃やす）ごみは収集・運搬、処理処分を含め、1t当たり約32千円です。容器包装プラスチックやペットボトルのように、嵩張るものの軽量のごみは1t当たりの処理単価はかなり高額となっています。

表2-8 ごみ処理経費（平成21年度）

【単位：千円】

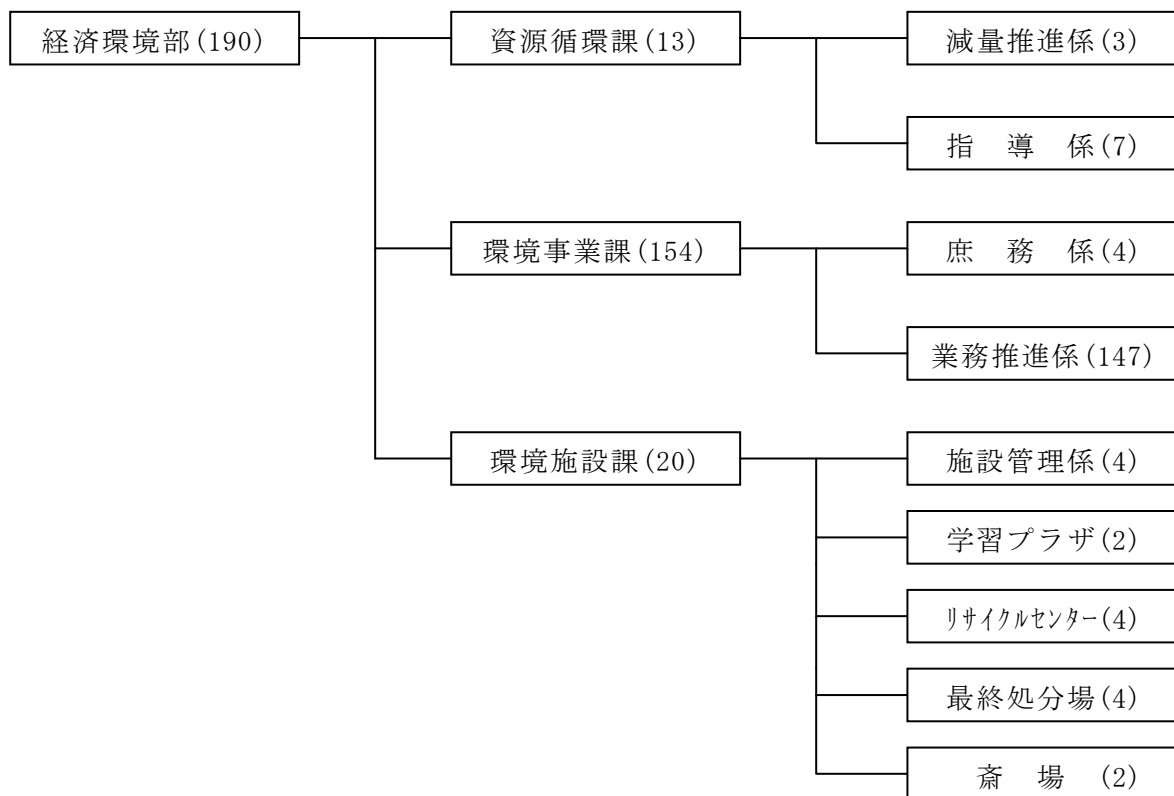
	項目 / 区分	平成21年決算	可燃	粗大・複雑	資源	容ラ	ペット	埋立
歳出	収集運搬経費－①	1,608,829	874,628	201,284	199,012	199,585	100,314	34,006
	処理経費－②	1,379,380	1,071,383	138,004	59,433	58,613	31,936	20,011
	施設整備費－③	188,173	65,957	33,617	30,781	30,674	25,399	1,745
	総経費〔①+②+③〕	3,176,382	2,011,968	372,905	289,226	288,872	157,649	55,762
歳入	手数料 小計－①	364,882	358,481	6,018	251	0	0	132
	地方債 小計－②	43,300	27,700	4,300	4,300	4,200	2,100	700
	雑入 小計－③	40,540	764	22,303	15,640	176	1,628	29
	総収入〔①+②+③〕	448,722	386,945	32,621	20,191	4,376	3,728	861
総経費－総収入		2,727,660	1,625,023	340,284	269,035	284,496	153,921	54,901
総経費－総収入(粗大除く) (X)		2,526,912	1,625,023	139,536	269,035	284,496	153,921	54,901
処 理 量 (Y)		57,766 ^ト	50,390 ^ト	3,061 ^ト	2,379 ^ト	818 ^ト	168 ^ト	950 ^ト
処理量1 ^ト 当たりのコスト (X)/(Y)		43,744円	32,249円	45,585円	113,087円	347,795円	916,196円	57,791円
【参考値】 処理量1 ^ト 当たりのコスト		44,229円	33,133円	46,592円	109,475円	194,717円	412,243円	63,690円
指定袋製作枚数 (Z)		21,621,000枚	13,482,000枚	651,000枚	2,670,000枚	2,796,000枚	1,371,000枚	651,000枚
指定袋1袋当たりのコスト (X)/(Z)		117円	121円	214円	101円	102円	112円	84円

※【参考値】については、8種分別収集が平成21年10月実施であったことを考慮して、平成22年度の運営実績、処理量をベースに再計算した数値である。

第7節 清掃事業関係に係る体制

平成22年度における清掃事業関係に係る体制は、図2-14に示すとおりです。

図2-14 清掃事業関係に係る体制（平成22年度）



注）（ ）内は職員数。

課の職員には課長、参事、課長補佐が含まれるため、係の職員数の和と一致しません。

部の職員には部長、理事、次長が含まれるため、課の職員数の和と一致しません。

資源循環課

□ 減量推進係

- ① 一般廃棄物処理計画に関すること。
- ② ごみ処理事業の調査、研究及び統計に関すること。
- ③ ごみ減量化及び再資源化に係る企画、立案、啓発及び推進に関すること。
- ④ 八尾市廃棄物減量等推進審議会に関すること。
- ⑤ 大阪市環境局等に係る連絡調整に関すること。
- ⑥ 有価物集団回収に関すること。
- ⑦ 指定ごみ袋に関すること。

□ 指導係

- ① 一般廃棄物処理業（し尿及び浄化槽汚泥を除く。）の許可に関すること。
- ② 一般廃棄物再生利用業の指定に関すること。
- ③ 事業系ごみの適正処理対策及び指導に関すること。

環境事業課

□ 庶務係

- ① 作業中の事故及び災害の処理に関すること。
- ② あき地管理の調査及び指導に関すること。
- ③ 環境衛生の啓発及び向上並びに衛生害虫等の駆除に関すること。
- ④ 清掃庁舎の管理に関すること。
- ⑤ ごみ処理の申込みに係る受付及び処理に関すること。
- ⑥ ごみ処理手数料の徴収に関すること。
- ⑦ 作業用自動車の維持管理に関すること。

□ 業務推進係

- ① ごみ処理事業の実施に関すること。
- ② 臨時収集及び不法廃棄の処理に関すること。
- ③ ごみ収集作業の指導に関すること。
- ④ ごみ処理手数料の査定に関すること。
- ⑤ 作業用自動車の運行管理に関すること。
- ⑥ ごみの分別排出の指導及び環境教育に関すること。

環境施設課

□ 施設管理係

- ① 搬入ごみの受付、処理処分及び手数料徴収に関すること。
- ② リサイクルセンター（市立リサイクルセンター学習プラザを含む。）の管理運営に関すること。
- ③ 廃棄物最終処分場の管理運営に関すること。
- ④ 市立衛生処理場の管理運営に関すること。
- ⑤ し尿収集に関すること。
- ⑥ 財団法人八尾市清協公社の監督及び指導に関すること。
- ⑦ し尿及び浄化槽汚泥に係る一般廃棄物処理業の許可に関すること。
- ⑧ 浄化槽清掃業等の許可に関すること。
- ⑨ 公衆便所の管理に関すること。
- ⑩ 市立墓地、市立斎場及び市立納骨堂に関すること。
- ⑪ 環境施設の整備に関すること。
- ⑫ 八尾市柏原市火葬場組合に関すること。

第8節 計画策定に向けた課題

(1) 現行計画の目標達成状況

平成15年9月に策定した「八尾市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）」では、目標年度の平成23年度に、表2-9に示す数値目標を掲げていました。平成22年度時点での実績と比較して、その達成状況を把握しました。

資源類を除くごみ量のうち、収集ごみ（資源類を除く）の平成23年度における数値目標は、平成22年度で既に達成していますが、直接搬入ごみは未達成となっています。これは、平成18年6月からの事業系一般廃棄物（可燃ごみ）収集運搬業許可制度の導入に伴い、これまでの事業用指定袋（有料）による市収集から許可業者による収集への移行が進んだことによるものです。また、資源類において、本市における資源化の推進の根幹をなす集団回収については、府内でも高い水準にあるものの、社会的な新聞・雑誌等の購読量の低下傾向と同様に、減少傾向にあることや、事業系の資源化量の状況の把握ができていないことなどから目標が未達成となっております。

以上の状況を踏まえ、市民・事業者を問わず、環境へ配慮した行動の浸透に努め、更なる減量化・資源化に取り組んでいく必要があります。なお、表2-7に示していますが、現在の本市のごみ減量・資源化のレベルは、大阪府内でほぼ真ん中のレベルにあり、さらに上を目指してより一層努力していく必要があります。

表2-9 平成15年9月策定「八尾市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）」

数値目標の達成状況

			数値目標 (平成23年度)	実績 (平成22年度)	達成状況	
人 口			人	280,200	271,505	—
資源類 等を除く ごみ 量	収集ごみ (資源類 を除く)	可燃ごみ	g / 人 / 日	525.41	490.81	達成
		埋立ごみ		11.36	8.45	達成
		複雑ごみ		13.73	7.82	達成
		粗大ごみ		33.55	18.21	達成
		臨時ごみ等		12.52	7.86	達成
		小 計		596.57	533.15	達成
	直接搬入ごみ(平成22年度 は許可業者分含む)			104.41	253.23	未達成
	合 計			700.98	786.38	未達成
資源類	家庭系	資源回収 (集団回収除く)	g / 人 / 日	75.97	43.44	未達成
		集団回収		205.41	115.25	未達成
		小 計		281.38	158.69	未達成
	事業系			168.52	—	—
	合 計			449.90	—	—

注) 発生抑制の数値目標の計測は困難であり、上表にその数値目標は記載していません。

（２）計画策定に向けた重点課題

以下、本計画を策定するに向けた重点課題を列挙しました。

Ⅰ．市民や事業者をさらに一層の発生抑制・再使用行動の実践に向けて誘導する。

本市においては、可燃ごみの焼却処理は、大阪市との共同処理（行政協力協定に基づき建設された大阪市環境局八尾工場）で行ってきましたが、大阪市内におけるごみの減量等に伴い、大阪市のごみ焼却工場の整備・配置計画の検討により、近い将来、焼却工場の施設整備費や管理運営費といった負担が必要となってくることが予想されます。

また、焼却灰の最終処分は、大阪湾広域臨海環境整備センターに依存していますが、現行の計画が平成３３年度に終了するため、次期計画の検討が行われている中で、環境省等から近畿圏での３Ｒの取り組みの遅れを指摘されたことから、大阪湾圏域広域処理場整備促進協議会から圏域（近畿２府４県１６８市町村）に対して、ごみ減量の努力を要請しているところです。

このような状況を踏まえると、現在、本市のごみ減量・資源化のレベルは、府内でほぼ真ん中のレベルにありますが、今のうちにごみ減量化に向けた取り組みを進めておく必要があります。さらなる上を目指して、市民・事業者・行政の三者がお互いの責任を果たし、また、連携して、さらに一層努力していくことが課題となります。

Ⅱ．ごみ減量・資源化に向けて連携を強化する。

これからの更なるごみ減量・資源化に向けて、行政から一方的な取り組みや施策の押し付けではなく、地域に密着したごみ減量推進員との協力体制を強化し、また市民との情報交流の拡充に努めることや、地域の集団回収活動を支援するなど、市民との協働を進めていく必要があります。また、事業者のごみ減量・資源化については、資源を有効活用する事業活動について、市民への情報提供や連携を図るなど、ごみ減量・資源化の実践に向けて市民・事業者及び行政の三者が協働で取り組むことが重要です。

Ⅲ．循環型システム構築のための家庭系ごみの有料制について検討する。

本市が上記Ⅰで記しました状況にある中で、循環型社会構築のための環境施策の展開に必要な財源の確保、ごみ排出量に応じたごみ処理費用の負担の公平化、ごみの現状、減量・リサイクル等に対する市民意識の向上、さらには、ごみの発生・排出抑制につながる家庭系ごみの有料制導入について検討していくことが必要です。

Ⅳ．循環型システムの仕組みをつくる。

本市は、東部山麓地域を抱え、その麓には農地が散在しています。このため、家庭で堆肥をつくり、農家で利用してもらい、その成果の農産物を農家から家庭に引き渡す、循環型システムの仕組みをつくるのが可能です。また、機械関連工場が多いまちの特性を活かし、市内で発生したおもちゃ等の修理工場の運営など、本市のまちの特性を活かした地域循環の仕組みづくりを検討していく必要があります。

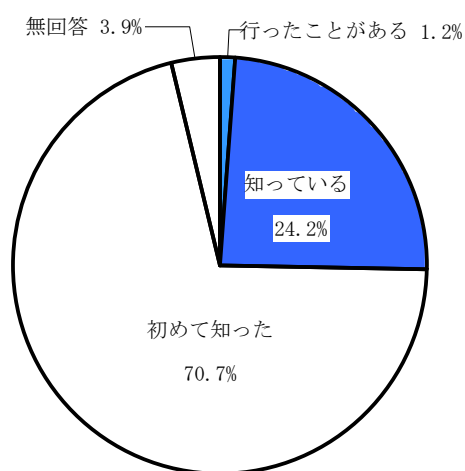
Ⅴ．八尾市立リサイクルセンター「学習プラザ『めぐる』」のさらなる活用

八尾市立リサイクルセンター「学習プラザ『めぐる』」は、資源物の処理施設とごみ減量・資源化の啓発・普及を目的とした複合施設です。しかし、学習プラザ『めぐる』を訪れたことがある人は1％であり、知っている人を含めても3割にも達しません。

学習プラザ『めぐる』には、ごみのリサイクルに関する体験ができる工房があるほか、展示スペースなど様々な機能を持っており、適切に活用することで、市民啓発や、市民によるごみ減量活動の支援を効果的に行うことが可能です。

そのためにも、まずは学習プラザ『めぐる』で行われているイベント等に関する情報提供の充実等を進め、市民に学習プラザ『めぐる』を訪れる機会を増やしてもらうとともに、発生抑制や再使用等のごみ減量に関する情報提供やリサイクルに関する体験学習などの環境教育を積極的に実施するなど、学習プラザ『めぐる』の活用を進める必要があります。

図 2－15 八尾市リサイクルセンター「学習プラザ『めぐる』」に行ったことがあるか



(出典) 平成 22 年度市民アンケート調査

VI. 10年後の将来を見据えた取り組みを進める。

本市におけるごみの焼却処理については、大阪市との行政協力協定に基づき、大阪市環境局八尾工場で共同処理を行ってきましたが、近い将来、新たな焼却処理施設にかかる施設整備費や管理運営経費といった負担が必要になってくる可能性が見込まれます。また、焼却処理に伴って生じた焼却灰の最終処分は、大阪湾広域臨海環境整備センターに依存していますが、現在の最終処分場での受け入れが終了した以降の大阪湾フェニックス計画の事業継続に向け、圏域市町村にはなお一層のごみ減量・資源化の推進が求められております。

このように、今後想定される本市の課題の解消に向けて、今から10年後の大きな課題情報収集、調査研究を進めるとともに、市民・事業者と連携・協力しながらごみの減量化・資源化に向けた取り組みを進めていく必要があります。

第3章 基本構想

第1節 基本理念

『環境にやさしいコミュニティ』を形成し、
『ごみゼロ（ごみの最終処分量ゼロ）、資源が循環するまち』
の構築を目指す。

家庭から排出されるごみや事業者から排出されるごみは、単に、それぞれの活動から単独に発生するわけではなく、各々の活動が密接に絡み合っています。例えば、製造業や販売店で包装された容器・包装材は、商品保護の必要がなくなった時点で家庭からごみとして捨てられます。また、お買い得イメージを消費者に感じてもらうため必要以上に詰め合わせられたパック商品のうち、使い切れなかった残りの商品のごみとして捨てられます。一方、売り切れによる消費者離れを防ぐための必要以上の品揃えが、販売店からの廃棄食品を生み、過度の品定めにより傷んだ生鮮食料品などと同様に、販売店から廃棄食品として捨てられます。

このように、無駄な食料品等の廃棄に至る過程を家庭も販売店等の事業者も相互に理解し、解決する方法を両者で考え、お互いに協力して、「もったいない」と表現される手が付けられていない食料品等のごみの廃棄量を削減することが重要です。

さらに、ごみとして排出された資源を有効利用するためには、家庭や事業者といった排出者は資源化工程を理解し、きちんと分別排出し、それを市や資源回収業者が定期的に回収するなど各々の役割を果たすとともに、市は、集団回収等の資源回収の取り組みが不十分な地域を訪れ、関係者に働きかけ、さらに、資源化の取り組みに参画するよう関係者間の調整を行うことや、回収後の資源の流れに関する情報提供を行うなど、市民意識の向上を図ることが必要です。

以上のように、ごみの減量と資源化の推進による循環型社会を構築していくためには、市民・事業者・行政の三者が循環型社会を構築のための情報を共有し、構築に向けての取り組みに共感・参加し、力を合わせて循環型社会を構築に取り組んでいくような『環境にやさしいコミュニティ』を形成することが重要であり、市として弛まぬ努力を重ねていく必要があるものと考えます。

このため、本計画の基本理念は、前計画と同じく『環境にやさしいコミュニティ』を形成し、ごみの発生抑制、再使用、再生利用を進め、『ごみゼロ（ごみの最終処分量ゼロ）、資源が循環するまち』の構築を目指すこととします。

なお、市民には地域で活動するグループ、広域的にごみや環境問題に取り組む市環境NPO等の市民団体 事業者としては、ごみの収集を担う収集運搬業者、再生業者を含みます。また、市とはごみ行政の推進に取り組む担当者だけでなく、市職員全体を意味

します。

第2節 基本方針

『環境にやさしいコミュニティを形成し、ごみゼロ、資源が循環するまち』の構築を目指すため、以下の6つの基本方針を定めました。

(1) パートナーシップの構築

『環境にやさしいコミュニティ』を形成していくため、市民、地域で活動するグループ、広域的にごみや環境問題に取り組む市環境NPO等の市民団体、事業者、ごみの収集を担う収集運搬業者、再生業者、また、ごみ行政の推進に取り組む市担当者、市職員全体、さらに、広域行政も視野に入れて、パートナーシップの構築を図ります。

これにより、市民、事業者及び行政の三者がそれぞれの責務を果たし、協力して「資源の消費抑制」及び「資源の循環」に積極的かつ主体的に取り組む協働体制を構築します。

(2) 持続的に発展可能なシステムへの転換

事業者等が設計段階から最終処分まで一定の責任を負うことにより環境への負荷を軽減し、資源が循環する健全な経済が発展する社会を構築します。また、市民、事業者及び行政がものの再使用を行い、商品の購入時には再生利用製品を選択するとともに、ごみの排出時にはリサイクルや処分等の行動について、自覚と責任を持つ社会を構築します。

(3) 循環型システムの構築

行政からごみの資源化の仕組みを提供するだけでなく、地域住民が連携して、また、市民と事業者と連携して、循環型システムの構築を促していきます。また、この循環型システムの構築のため、家庭系ごみの有料化の活用を検討していきます。

(4) 事業系ごみの減量・資源化施策の推進

事業活動に伴い排出されるごみは、事業者の責任で処理する排出者責任を経営者に浸透させるとともに、事業所の規模に応じた減量施策を推進し、事業系ごみの3R（発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル））を推進していきます。

(5) 家庭系ごみの減量・資源化施策の推進

環境教育・環境学習を充実し、市民に「もったいない」の心やグリーンコンシューマー(※)の精神を育むとともに、分別収集の拡充を図り、家庭系ごみの3R（発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル））を推進していきます。

※環境を大切にするという基準と自覚に基づいて商品や企業を選択し、地球環境を大切にする心豊

かな暮らしをつくっていこうと活動する消費者及びその考え方をさします。

（６）安全・安心なごみ処理の推進

ごみの減量と資源の循環、有害・危険物対策の推進に主眼を置いた処理処分のシステムを整備します。また、このシステムの構築においては、公害等の周辺環境への影響を未然に防止するとともに、低炭素社会の実現に資する仕組みの整備を目指します。

第３節 市民・事業者・行政の責務

市民・事業者・行政の三者が連携して、『環境にやさしいコミュニティを形成し、ごみゼロ、資源が循環するまち』の構築を目指すため、各々の責務を以下のように整理しました。

（１）市民の責務

ごみ問題を解決するためには、市民一人ひとりの意識と行動が何よりも重要です。ごみの発生抑制に努め、資源は循環させて大切に使い、環境への負荷の低減を目指すライフスタイルを身に付けるよう意識していく必要があります。

一人ひとりが心ある行動を実践してこそ社会は望ましい方向へと発展します。

市民は、こうした重要な立場にあることを十分に自覚し、生活のあらゆる場面において可能な限りごみの発生抑制と資源化に取り組むことが望まれます。

（２）事業者の責務

事業者は、大量生産・大量廃棄の経済構造に終止符を打ち、省資源・低環境負荷の観点から、自ら製造あるいは販売している商品及び容器包装等を見直し、ごみとなる要素が少なくリサイクルしやすい商品等を提供しなくてはなりません。そうした商品等が消費者に受け入れられるように積極的な広報活動を行えば、事業者自身の発展にもつながります。

そのためには、商品が不用となった場合の回収ルートの確保やリサイクル技術及び処理技術の確立等、自ら生産あるいは販売した商品に対して責任を持つための努力をする必要があります。

また、事業活動に伴って排出されるごみについては、その処理責任までを事業者が自覚し、ごみの減量・資源化をはじめとした適正処理に主体的に取り組むことが望まれます。

（３）行政の責務

行政は、資源を循環させるためのシステムづくりを行うため、行政、事業者及び市民の環のコーディネーターとしての役割を果たし、三者協働を実現しなければなりません。そのため、行政は情報の収集と提供に努め、教育、啓発及び指導を継続して行っていくとともに、地域住民の間や市民と事業者の間の相互理解のための意見交換、

相互に連携した取り組みが展開されるように積極的に働きかけ、『環境にやさしいコミュニティ』の形成をバックアップしていきます。

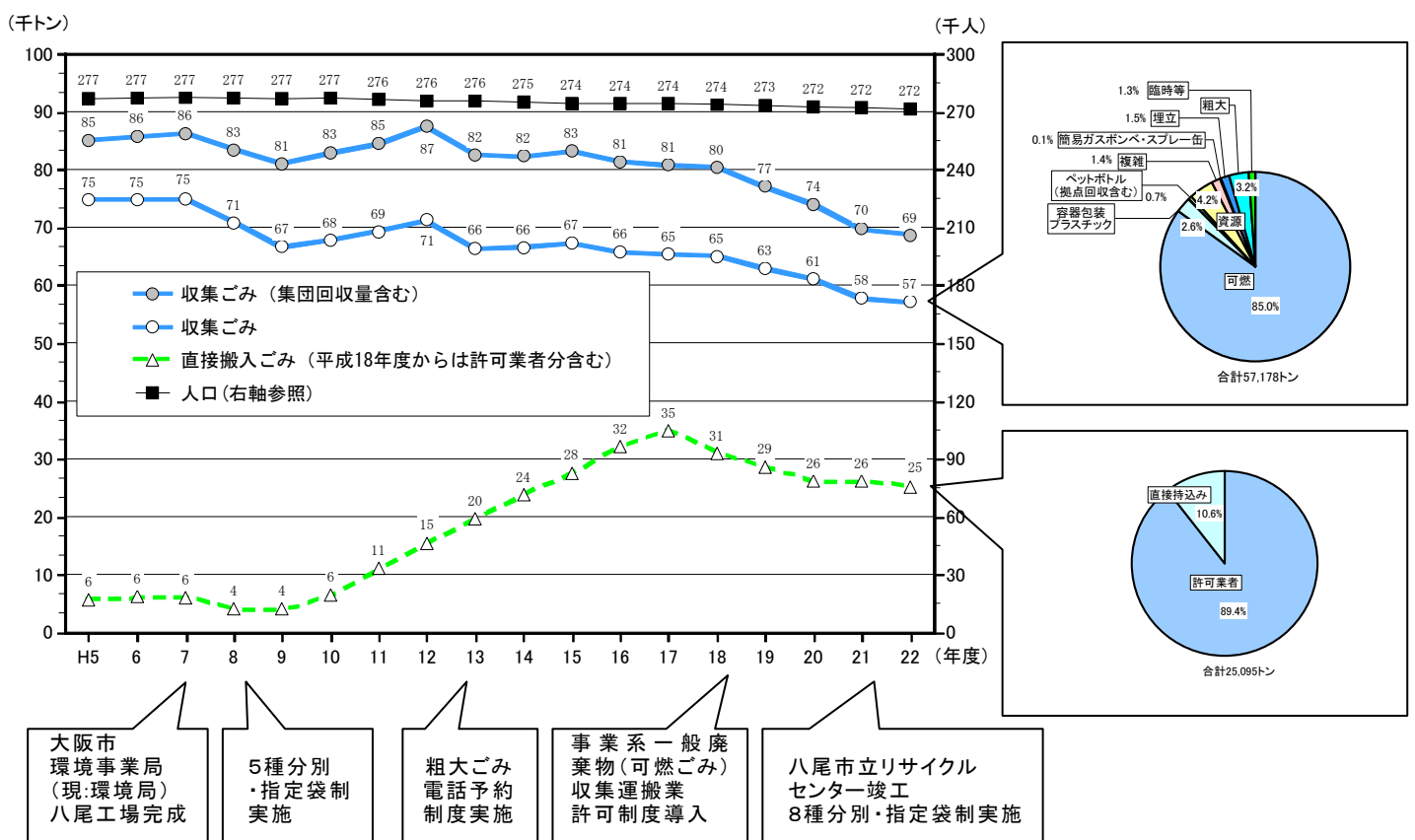
第4章 ごみ処理基本計画の減量目標等計画フレーム

第1節 ごみ排出量の動向

本計画の減量目標等の計画フレームを設定するにあたり、本市の最近のごみ排出量の動向を整理しました。

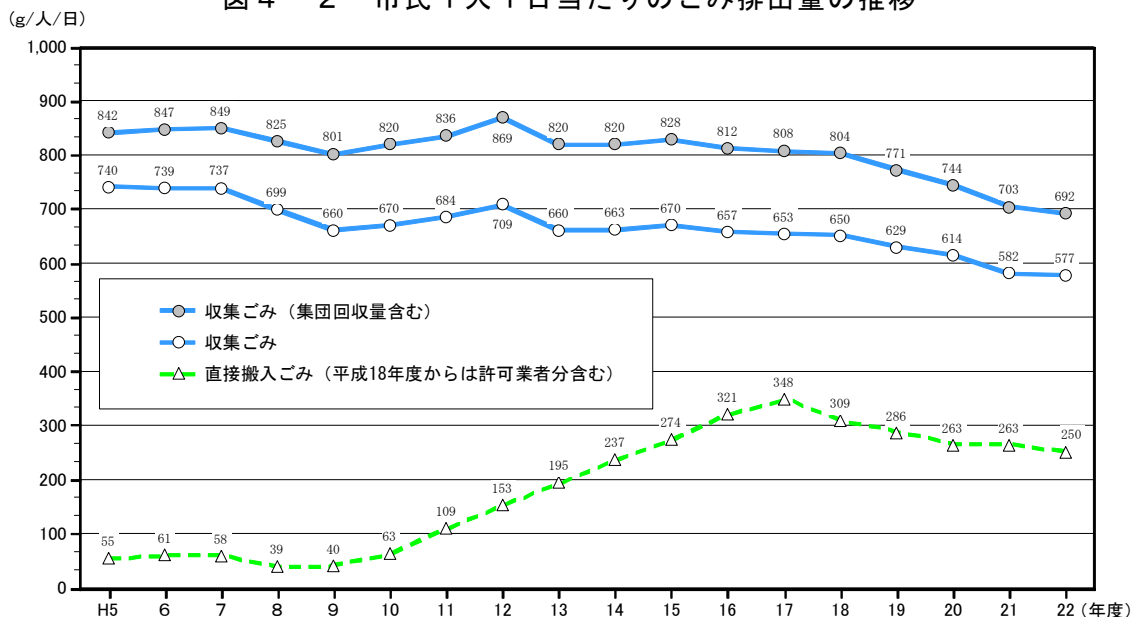
図4-1に示すように、人口は概ね27万人でほぼ横這いで推移してきています。収集ごみについては、分別収集の拡充、ごみ減量意識の浸透等に伴い年々減少傾向を示しており、平成22年度では、57千t（集団回収量を含め69千t）となっています。直接搬入ごみ（平成18年度からは許可業者分含む）については、平成17年度まで増加傾向を示していましたが、平成18年6月に、事業系一般廃棄物（可燃ごみ）収集運搬業許可制度の運用を開始し、さらに、許可業者が収集したごみの展開検査と排出者指導等を継続的に実施することにより、平成18年度以降大きく減少しました。ただし、最近では25千tで横這い傾向を示しています。

図4-1 ごみ排出量の動向



市民1人1日当たりの収集ごみ（集団回収量含む）、直接搬入ごみ（平成18年度からは許可業者分含む）の排出量の動向を図4-2に示しています。

図4-2 市民1人1日当たりのごみ排出量の推移



第2節 減量目標等計画フレームの設定

（1）ごみの発生と発生抑制・再使用、資源化によるごみ減量・ごみ処理の流れ

ごみの流れは図4-3に示すとおりです。家庭や事業所から発生する不用物の総量（ただし、量的に把握可能な不用物量）である「ごみ発生量」があり、次に、本市が啓発活動・環境学習を充実するとともに、家庭や事業所が無駄な物を買わない行動を実践するなど、不用物が生じないように努める『発生抑制・再使用』の浸透により、この量を「ごみ発生量」から差し引いた量が「ごみ排出量」と言われています。

さらに、家庭における集団回収や生ごみの堆肥化、事業所における資源化の徹底等の『(市が関与する) ごみとなる前の資源化』が実践され、それを差し引いたものが可燃（燃やす）ごみや資源物等として市や許可業者による収集及び排出者により直接持込みされています（＝「計画収集量」と言います）。

また、市が家庭からのごみを収集する場合、リサイクル推進のため「容器包装プラスチック」、「ペットボトル」、「資源物（びん・缶）」を分別収集し、リサイクルセンターで資源を選別回収したり、「複雑ごみ」を破砕施設で破砕して鉄屑や非鉄屑を回収していますが、これを『ごみとなった後の資源化』と呼びます。

資源化できないごみは、「焼却処理」されたり、「埋立処分（最終処分）」されます。

「減量目標値」は、上記の『発生抑制・再使用』、『ごみとなる前の資源化』及び『ごみとなった後の資源化』の三者を加えた合計の値で示されますが、後者の2つは『資源化』として、『発生抑制・再使用』と区別されています。

以上がごみの流れとなっています。また、生産・流通から処理・処分の物の流れとごみの減量過程の概念は図4-4に示すとおりです。

図 4－3 ごみの流れ

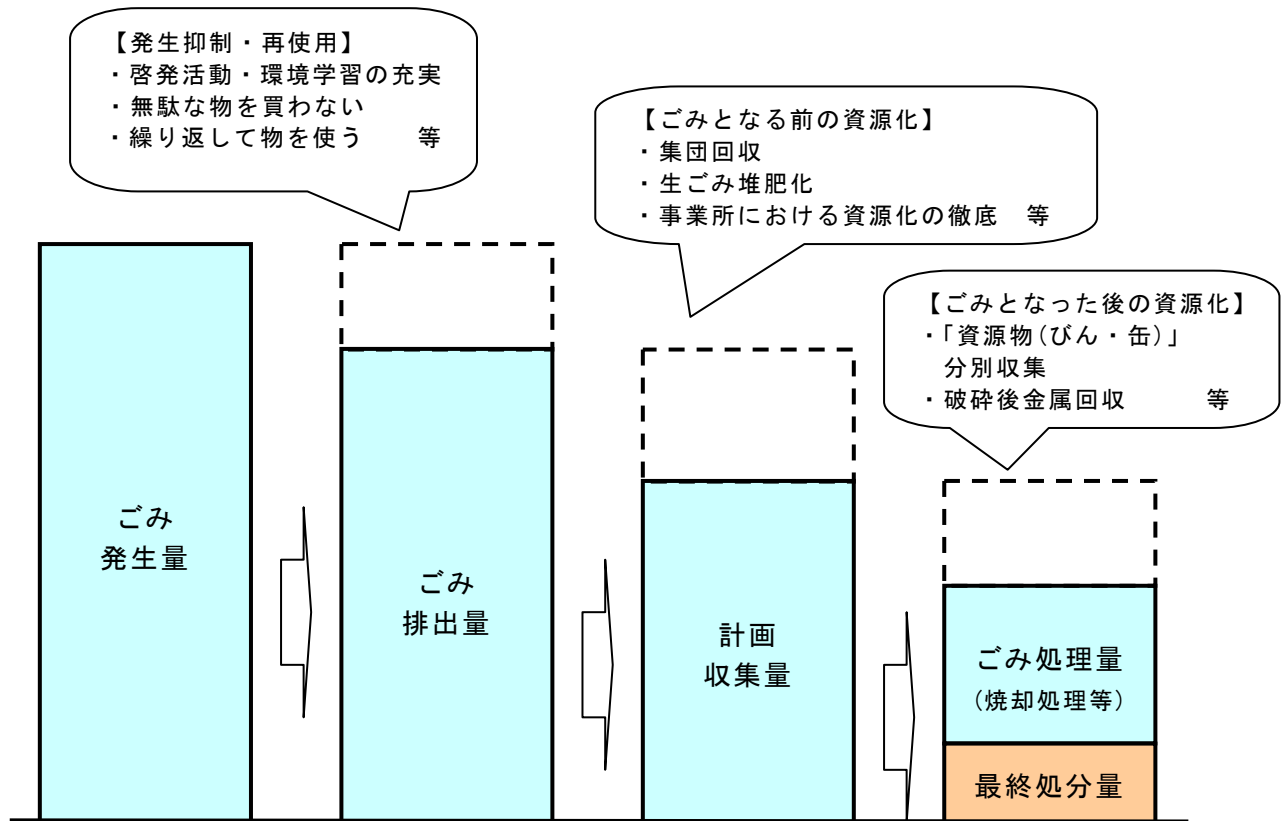
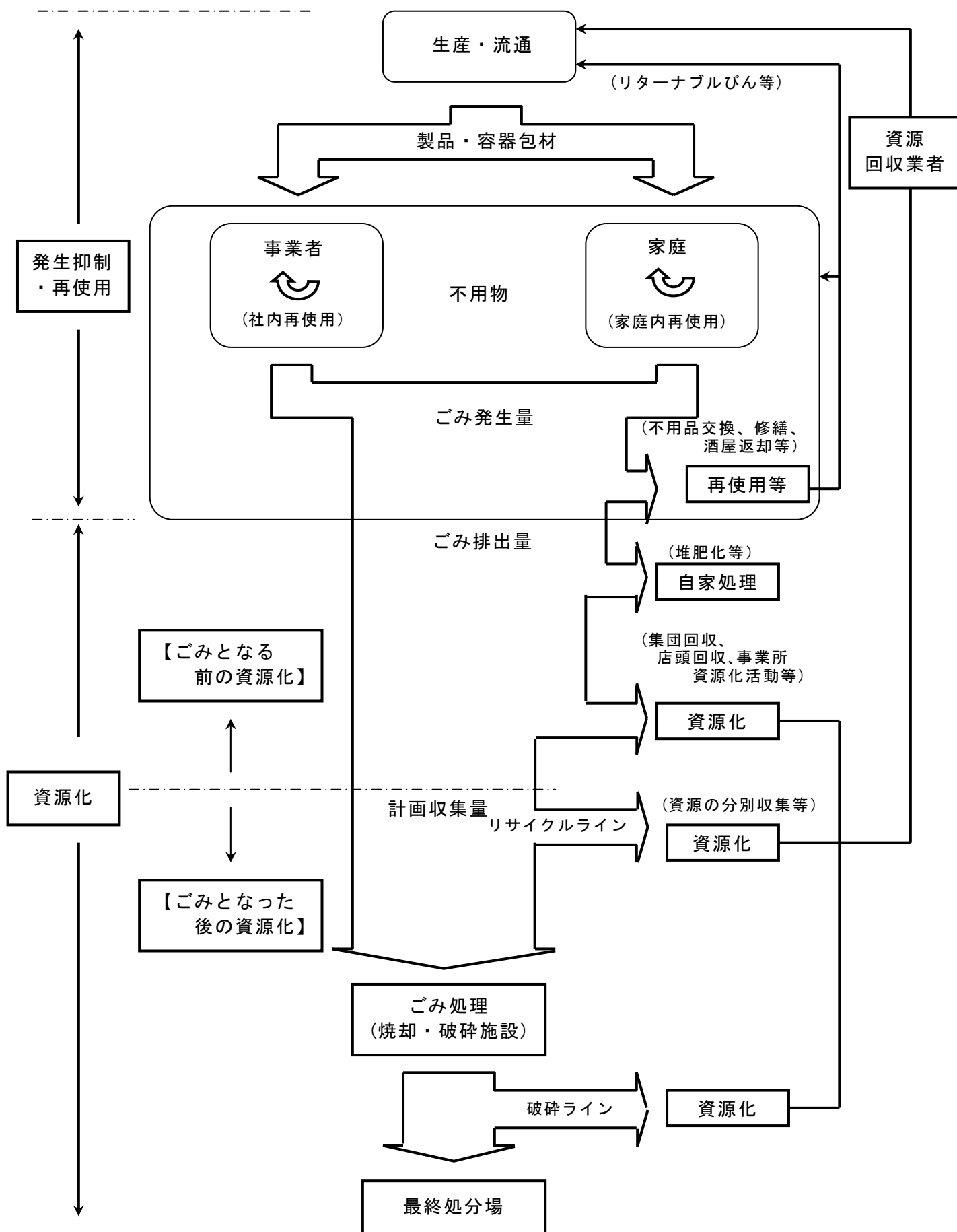


図 4 - 4 生産・流通から処理・処分までの物の流れとごみの減量過程の概念



（２）将来のごみ発生量の予測

将来のごみ発生量は、家庭系ごみ、事業系ごみとも、市民１人１日当たりのごみ発生量（ごみ排出量に、集団回収量や生ごみ堆肥化容器等による推定堆肥化量を加えたごみ量）に将来人口と年間日数を乗じた量としました（図４－６参照）。

将来人口は図４－５に示す、八尾市第５次総合計画の将来の想定人口としました。なお、将来ごみ発生量予測のための市民１人１日当たりのごみ発生量（表４－１参照）は、平成２２年度の実績値でそのまま推移するものとしました。将来のごみ発生量は、今後の景気の変動、高齢化の進展等により変化が予想されますが、現時点でそれらを定量化することは困難であり、人口の減少による自然減（平成３２年度に約５％の減少と想定）のみを見込みました。また、事業系ごみについては、事業活動量を発生量予測のための基準とすべきとする考えもありますが、本計画の対象としている事業系ごみは、主として飲食・販売業・サービス業からのごみ排出量の割合が高く、これらのごみ排出量は都市の規模（人口規模）にほぼ比例すると考えられるため、市民１人１日当たりを基準としました。

図４－５ 将来の想定人口（八尾市第５次総合計画による想定人口）

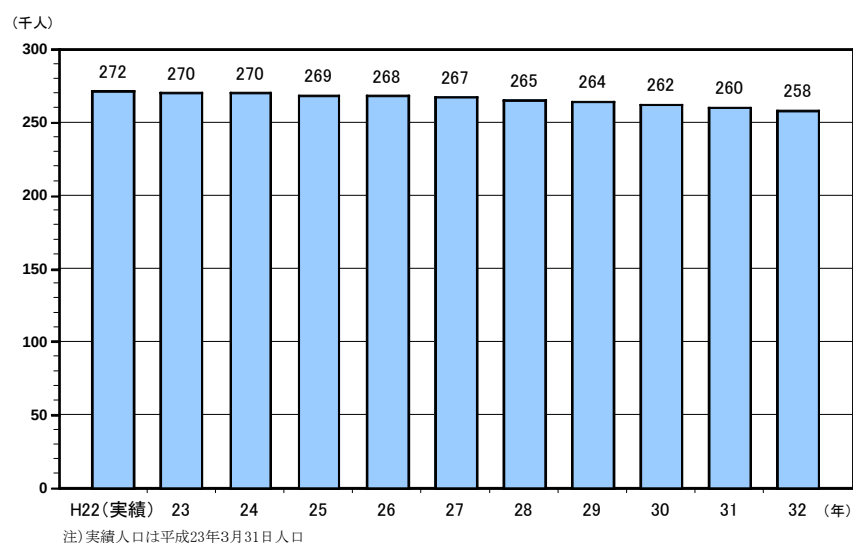
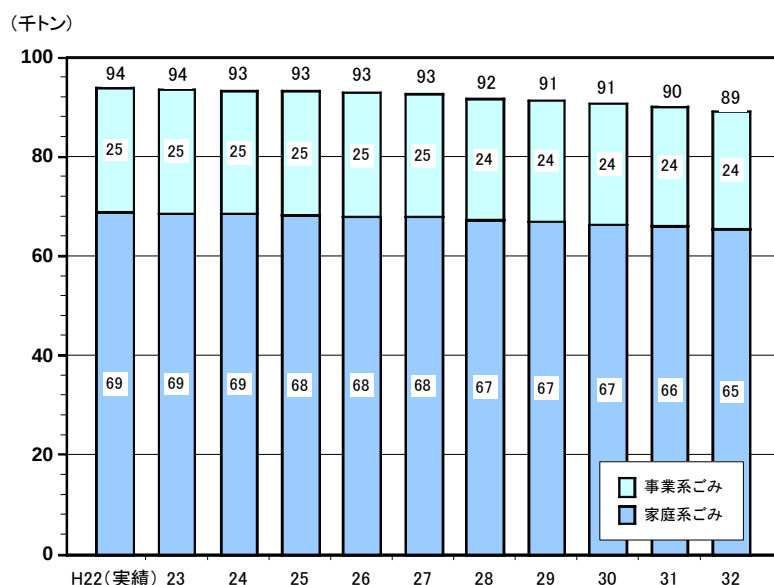


表４－１ 将来ごみ発生量予測のための市民１人１日当たりのごみ発生量

	将来の市民１人１日当たりのごみ発生量（H23～H32年度）	備 考
家庭系ごみ	6 9 5 . 4 g / 人 / 日	ごみ排出量(577.0g/人/日：平成22年度実績)に、集団回収量(115.3g/人/日：平成22年度実績)や生ごみ堆肥化容器等により堆肥化された生ごみの量(3.1g/人/日：普及台数等により推定)を加算
事業系ごみ	2 5 3 . 2 g / 人 / 日	ごみ排出量(253.2g/人/日：平成22年度実績)

図 4－6 将来のごみ発生量



(3) 減量目標等計画フレーム設定における課題

減量目標等計画フレームを設定するに当たり、2つの課題を考慮しました。一つは、現行の大阪湾フェニックス計画が平成33年度に終了するため、次期計画の検討が行われている中で、環境省等から近畿圏での3Rの取り組みの遅れを指摘されたことから、大阪湾圏域広域処理場整備促進協議会において圏域（近畿2府4県168市町村）のごみ減量化目標を設定し、この目標を達成すべき努力を要請していることです（表4－2参照）。もう一つは、これまで本市から排出される可燃ごみの焼却処理は、大阪市との共同処理（行政協力協定に基づき建設された大阪市環境局八尾工場）で行ってきましたが、大阪市域におけるごみの減量等に伴い、大阪市のごみ焼却工場の整備・配置計画の検討により、近い将来、焼却工場の施設整備や管理運営といった負担が必要となってくることが予想され、整備費及び維持管理費をできる限り圧縮するため、今のうちにごみ減量化に向けた取り組みを進めておく必要があることです。

表 4－2 大阪湾圏域広域処理場整備促進協議会のごみ減量化目標と八尾市の想定数値

(単位：千トン)

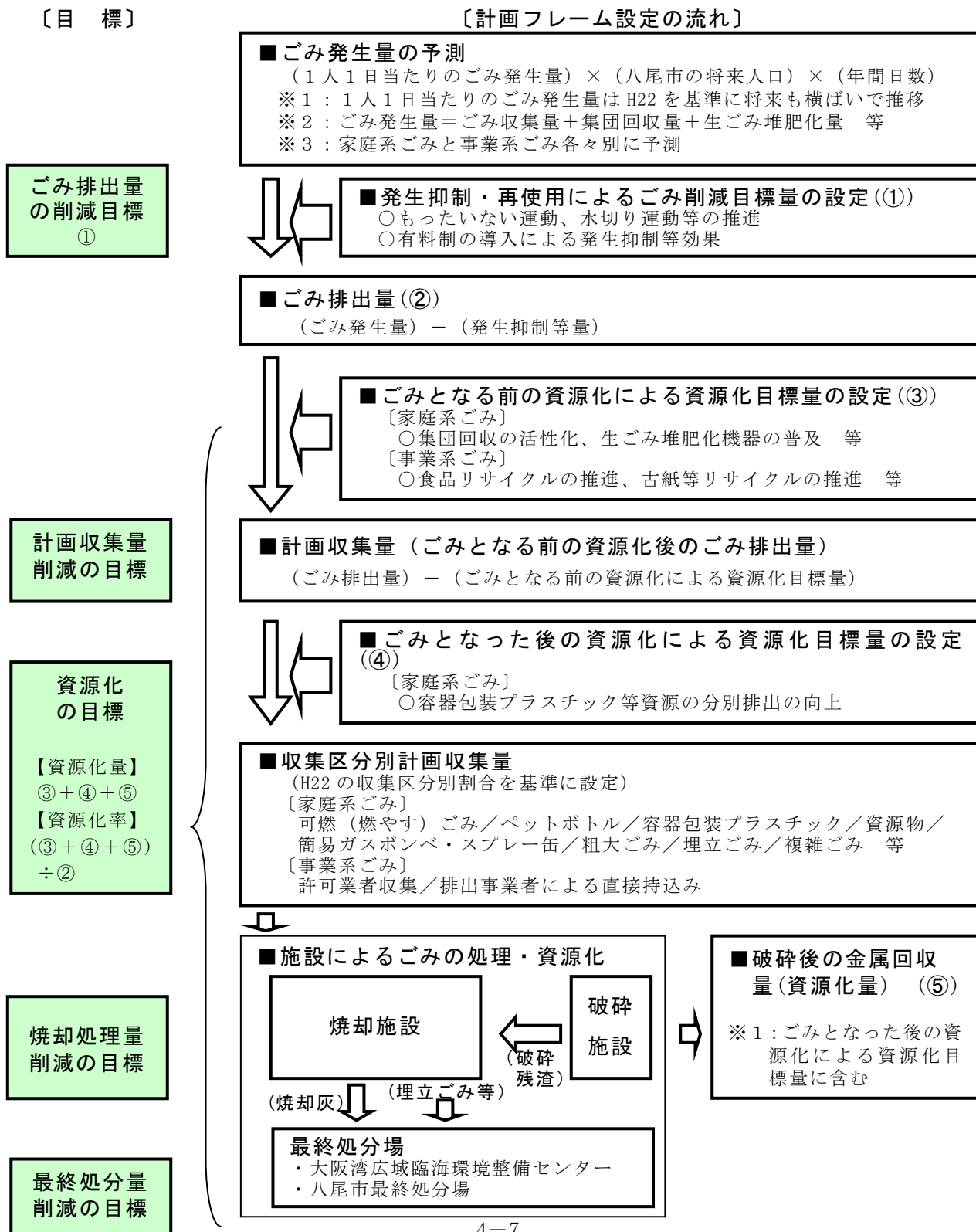
	基準年 (平成12年度)		減量化目標 (平成27年度)		備 考
	圏域	八尾市 (想定数値)	圏域	八尾市 (想定数値)	
ごみ排出量	9,841	87	7,381	65	達成すべき目標
	(100%)	(100%)	(75%)	(75%)	
最終処分量	1,950	19	780	8	達成すべき目標
	(100%)	(100%)	(40%)	(40%)	
リサイクル率	9.7%	19.2%	25%	25%	目指すべき目標

(4) 減量目標等計画フレームの設定

1) 設定手順

減量目標等計画フレームの設定の流れを図4-7に示しました。なお、課題を解消するため、審議会にて審議した各施策を実施するとともに、前回の八尾市廃棄物減量等推進審議会で既に答申をいただいた粗大ごみの有料制については、平成25年度導入することとし、新規施策の内容については今後、慎重に議論・検討していく予定ですが、中間目標年度（平成27年度）までに家庭ごみの有料化を導入することを前提条件として目標を設定しました。

図4-7 減量目標等計画フレームの設定手順



2) 減量目標値設定に関する個別施策ごとの考え方

減量目標値は、基本的には、以下に示すように「市民1人1日当たりの減量目標値」に、該当する年度の「達成率」（最終目標年度で100）、「当該年度の人口」、「年間日数」を乗じて減量目標量としています。また、最終目標年度の減量目標値設定の考え方を表4-3に整理しました。

〔家庭系ごみ〕

各年度の減量目標量

$$= (\text{市民1人1日当たりの減量目標値：g/人/日}) \\ \times (\text{達成率}) \times (\text{当該年度の人口}) \times (\text{年間日数})$$

〔事業系ごみ〕

同 上

表 4－3 最終目標年度における減量目標値設定の考え方

減量施策				減量目標値 (最終目標年度の新規増分の目標値を掲載)	設定の考え方
発生抑制・再使用	家庭系	もったいない運動、水切り運動の展開		42g/人/日 (6%削減)	家庭系ごみ(粗大ごみを除く)中に手付かず食品が約6%含まれており、半減させることで3%削減できます。また、厨芥類は約36%含まれていますが、絞る等の水切りで5～10%削減でき、水切りの浸透で家庭系ごみの3%程度削減が可能です。両者を合わせて6%の削減が可能であり、よって6%の削減を目標値として設定しました。
		粗大ごみの有料化		7.3g/人/日	大阪市ではH18に大型ごみを有料化し(H12.10に全市電話申告制導入)、約40%の大型ごみを削減しており、これを参考として設定しました。なお、粗大ごみの有料化は平成25年度実施と想定しました。
	事業系	環境に配慮した事業活動の浸透		15g/人/日 (6%削減)	家庭と同様に事業所も発生抑制・再使用に努めるものとし、市民1人1日当たりのごみ発生量の6%の削減としました。
ごみとなる前の資源化	家庭系	コンポスト容器、生ごみ処理機器の普及		1.8g/人/日 (200基/年)	H22の貸与・助成から200基/年としました。
		集団回収	古紙類	12.7g/人/日 (81%→90%)	集団回収等の取組による資源化実績量と家庭系ごみ中の資源化可能物量から、現在の市民の分別排出率を算定し、最終目標年度に一定割合まで高めることで目標値を設定しました。 ()内に、現在の分別排出率と目標とする分別排出率を示しています。なお、市民1人1日当たりの目標値は新規増分を記載しています。
			牛乳パック	2.6g/人/日 (22%→80%)	
			ミックスペーパー	32.9g/人/日 (0%→80%)	
			古布	2.6g/人/日 (40%→60%)	
	事業系	減量指導の強化	スーパー・飲食店	食品 6.1g/人/日 (35%→45%)	基本的には上記の家庭系ごみの設定の考えと同じです。ただし、事業系ごみの現状把握はできていないため、農林水産省調査、門真市の事業系ごみ調査結果を参考に設定しています。目標値は、食品リサイクル法、広島市のリサイクルガイドラインを参考に設定しました。 市民1人1日当たりの目標値は新規増分を記載しています。
			古紙	4.8g/人/日 (32%→60%)	
			その他の事業所	食品 2.6g/人/日 (0%→10%)	
			古紙	19.3g/人/日 (30%→60%)	
後の資源化	家庭系	分別排出の徹底	ペットボトル	0.9g/人/日 (73%→90%)	目標値の設定の考え方は、ごみとなる前の資源化(家庭系)と同じです。容器包装プラスチックの分別排出率については、府内でも高い分別排出率である、4市(枚方市、寝屋川市、四條畷市、交野市)を目標として設定しています。
			容器包装プラスチック	14.5g/人/日 (30%→60%)	
			資源物(びん)	0.6g/人/日 (92%→95%)	

注) 備考欄に示す目標値設定の根拠は資料編に整理しています。

3) 減量目標

『環境にやさしいコミュニティを形成し、ごみゼロ、資源が循環するまち』を目指した最終目標年度（平成32年度）の減量目標を以下のように設定しました（図4-8参照）。

全体減量目標（資源化されている量を除くごみ処理量）

○資源化されている量を除くごみ処理量を、発生抑制・再使用の取り組みを市民・事業者へ浸透させるとともに、資源化の取り組みを推進し、平成22年度の約78千tから、最終目標年度には約59千tへ、25%削減します。

個別減量目標

- ①ごみ排出量は、発生抑制・再使用の取り組みを市民・事業者へ浸透させることで、平成22年度の約94千tから、最終目標年度には約83千tへ、11%削減します。家庭系ごみは12%、事業系ごみは11%の削減を目指します。
- ②市民の集団回収の活性化や事業者の自主的な資源化の取り組みによるごみとなる前の資源化量を除いた計画収集量（資源ごみの分別収集量を含みます）は、平成22年度の約82千tから、最終目標年度には約64千tへ、22%削減します。これにより、大阪湾フェニックス計画関連の本市の想定数値を最終目標年度に概ね達成します。
- ③資源化については、平成22年度の約16千tから、最終目標年度には約24千tへ、約8千t増加します。これにより、平成22年度の資源化率17%（当該年度比）を最終目標年度には29%（同）へ高めます。

以上の減量・資源化の目標達成の成果

- ①焼却処理量は、平成22年度の約77千tから、最終目標年度には約57千tへ、25%削減されます。

【将来の新焼却施設規模（平成32年度の焼却処理量を処理する前提で試算）】

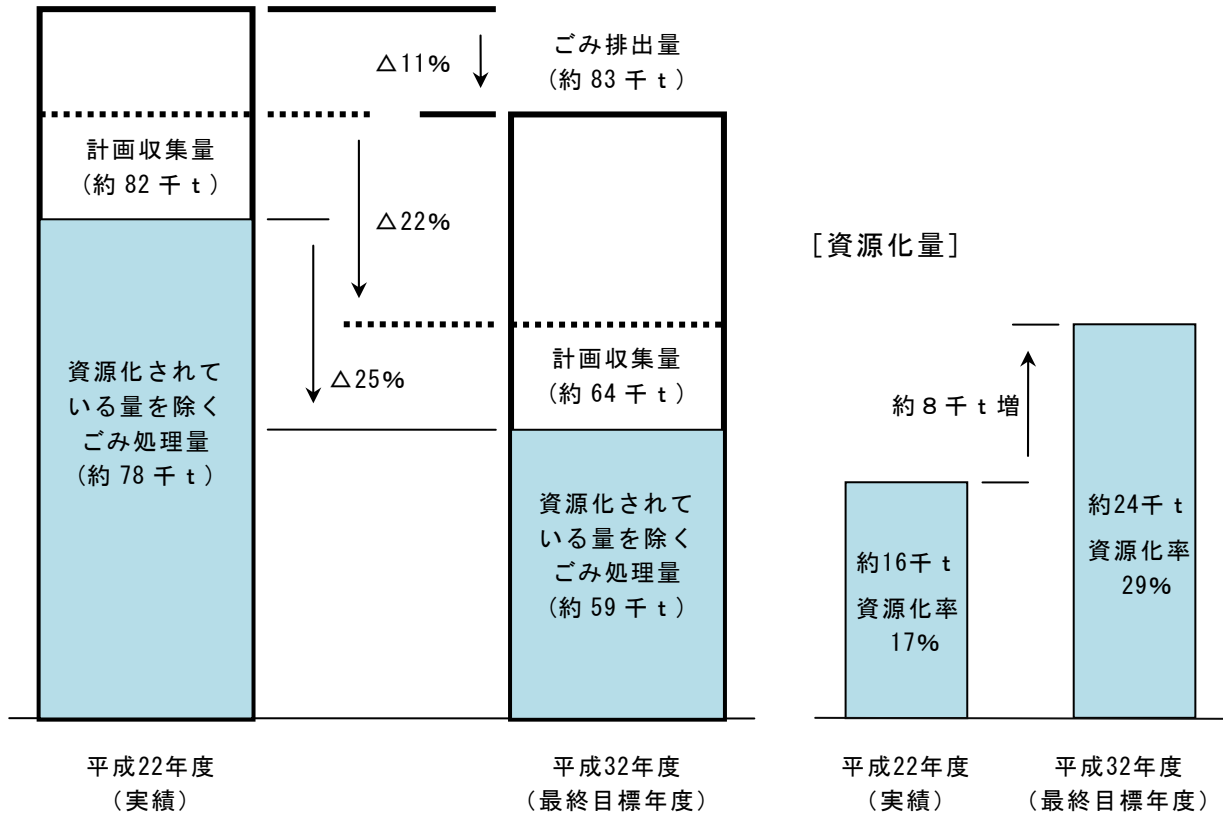
現行焼却施設	新焼却施設（試算）
300 t/日	220 t/日
※焼却処理量 76,751t/年 (H22実績)	※焼却処理量 57,394t/年 (H32予測)
※日処理量 210 t/年	※日処理量 157 t/年

- ②最終処分量は、平成22年度の約15千tから、最終目標年度には約11千tへ、24%削減されます。

図 4－8 全体減量目標と個別減量目標

[ごみ処理量等]

ごみ排出量
(約 94 千 t)



注) 資源化されている量を除くごみ処理量は、(計画収集量)－(ごみとなった後の資源化量)で算出しています。

(5) 減量目標と計画収集量・処理量等の基本フレーム

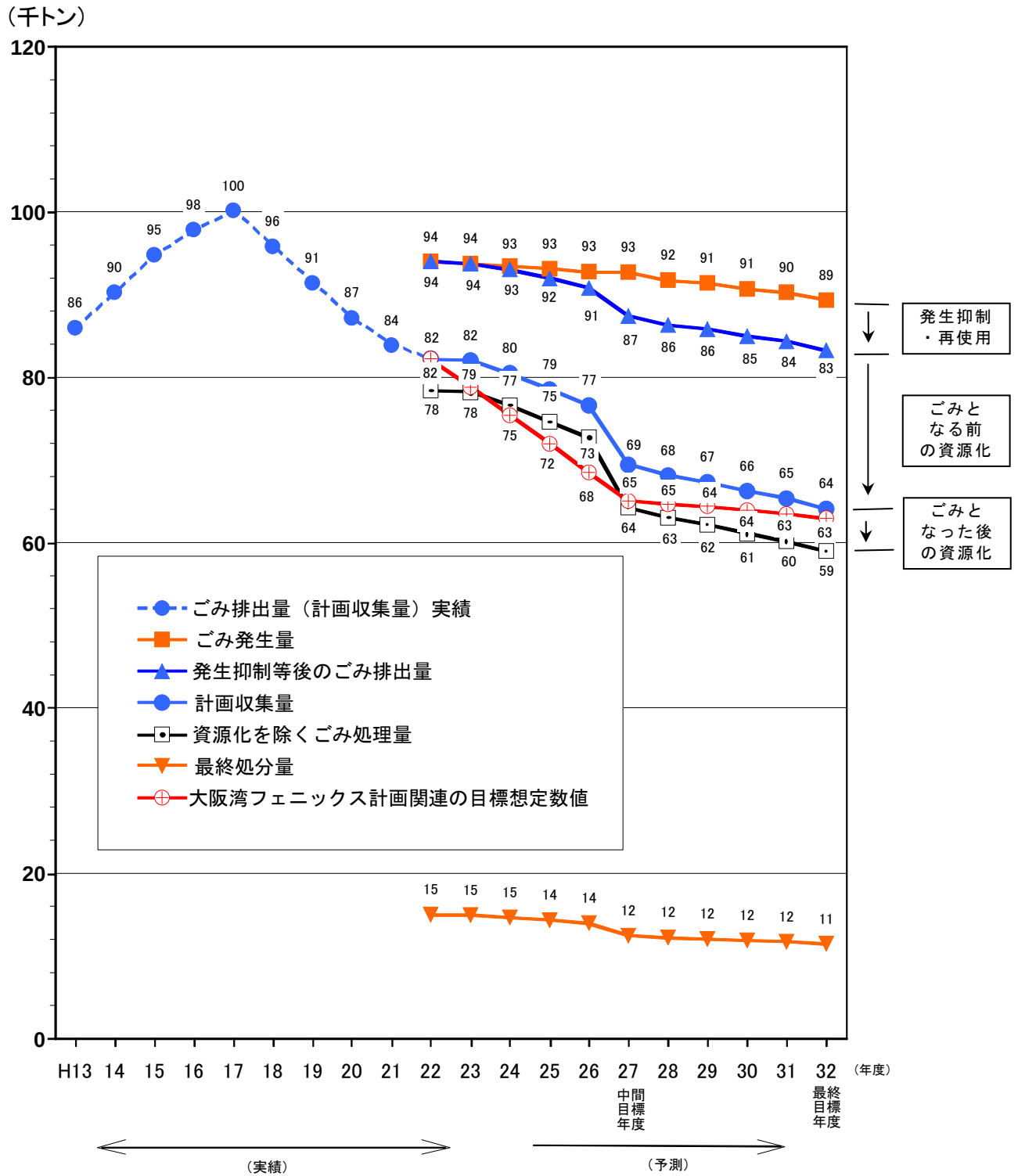
減量目標と計画収集量・処理量等の基本フレームを表4-4、図4-9に示しました。

表4-4 減量目標と計画収集量・処理量等の基本フレーム

項目	平成22年度 (実績)	目標年度 (単位: t)	
		平成27年度 (中間)	平成32年度 (最終)
①ごみ発生量	94,001	92,699	89,330
《市民一人一日当たり (g/人/日)》	(949)	(949)	(949)
①-1家庭系ごみ (t/年)	68,906	67,956	65,486
《市民一人一日当たり (g/人/日)》	(695)	(695)	(695)
①-2事業系ごみ (t/年)	25,095	24,743	23,844
《市民一人一日当たり (g/人/日)》	(253)	(253)	(253)
②発生抑制・再使用目標値	0	5,286	6,055
《市民一人一日当たり (g/人/日)》	(0)	(54)	(64)
②-1 家庭系ごみ (t/年)	0	4,407	4,642
《市民一人一日当たり (g/人/日)》	(0)	(45)	(49)
②-2 事業系ごみ (t/年)	0	879	1,413
《市民一人一日当たり (g/人/日)》	(0)	(9)	(15)
③ごみ排出量 (①-②)	94,001	87,413	83,275
《市民一人一日当たり (g/人/日)》	(949)	(895)	(884)
③-1 家庭系ごみ (t/年)	68,906	63,549	60,844
《市民一人一日当たり (g/人/日)》	(695)	(650)	(646)
③-2 事業系ごみ (t/年)	25,095	23,864	22,431
《市民一人一日当たり (g/人/日)》	(253)	(244)	(238)
④ごみとなる前の資源化目標値	11,728	18,014	19,191
《市民一人一日当たり (g/人/日)》	(118)	(184)	(204)
④-1 家庭系ごみ (t/年)	11,728	16,089	16,103
《市民一人一日当たり (g/人/日)》	(118)	(165)	(171)
④-2 事業系ごみ (t/年)	0	1,925	3,088
《市民一人一日当たり (g/人/日)》	(0)	(20)	(33)
⑤計画収集量 (③-④)	82,273	69,399	64,084
《市民一人一日当たり (g/人/日)》	(830)	(710)	(681)
⑤-1家庭系ごみ (t/年)	57,178	47,460	44,741
《市民一人一日当たり (g/人/日)》	(577)	(486)	(475)
⑤-2事業系ごみ (t/年)	25,095	21,939	19,343
《市民一人一日当たり (g/人/日)》	(253)	(225)	(205)
⑥ごみとなった後の資源化目標値 (破砕後の金属回収も含む)	3,859	5,141	5,114
《市民一人一日当たり g》	(39)	(53)	(54)
⑥-1 家庭系分別収集 (t/年)	3,107	4,332	4,321
《市民一人一日当たり (g/人/日)》	(31)	(44)	(46)
⑥-2 破砕施設による (t/年)	752	809	793
《市民一人一日当たり (g/人/日)》	(8)	(8)	(8)
⑦焼却処理量	76,751	62,626	57,394
《市民一人一日当たり (g/人/日)》	(774)	(641)	(609)
⑧最終処分量	15,016	12,462	11,472
《市民一人一日当たり (g/人/日)》	(152)	(128)	(122)
⑨減量目標 (②+④+⑥)	15,587	28,441	30,360
《市民一人一日当たり (g/人/日)》	(157)	(291)	(322)
家庭系ごみ	14,835	24,828	25,066
《市民一人一日当たり (g/人/日)》	(150)	(254)	(266)
事業系ごみ	0	2,804	4,501
《市民一人一日当たり (g/人/日)》	(0)	(29)	(48)
破砕施設による	752	809	793
《市民一人一日当たり (g/人/日)》	(8)	(8)	(8)
⑩減量目標率 (⑨÷①)	16.6%	30.7%	34.0%
⑩-1家庭系ごみ (対家庭系ごみ発生量)	21.5%	28.4%	30.1%
⑩-2事業系ごみ (対事業系ごみ発生量)	0.0%	11.3%	18.9%
⑩-3破砕施設による	—	—	—
⑪資源化目標 (④+⑥)	15,587	23,155	24,305
《市民一人一日当たり (g/人/日)》	(157)	(237)	(258)
家庭系ごみ	14,835	20,421	20,424
《市民一人一日当たり (g/人/日)》	(150)	(209)	(217)
事業系ごみ	0	1,925	3,088
《市民一人一日当たり (g/人/日)》	(0)	(20)	(33)
破砕施設による	752	809	793
《市民一人一日当たり (g/人/日)》	(8)	(8)	(8)
⑫資源化目標率 (⑪÷③)	16.6%	26.5%	29.2%
⑫-1家庭系ごみ (対家庭系ごみ発生量)	21.5%	32.1%	33.6%
⑫-2事業系ごみ (対事業系ごみ発生量)	0.0%	8.1%	13.8%
⑫-3破砕施設による	—	—	—
⑬全体減量目標 (資源化されている量を除くごみ処理量の目標)	78,414	64,258	58,970
《市民一人一日当たり (g/人/日)》	(791)	(658)	(626)

注) 資源化されている量を除くごみ処理量は、(⑤計画収集量) - (⑥ごみとなった後の資源化目標値) で算出しています。

図 4 - 9 年度別減量目標と計画収集量・処理量等の基本フレーム



第5章 目標を達成するための基本施策

『環境にやさしいコミュニティを形成し、ごみゼロ（ごみの最終処分量ゼロ）、資源が循環するまち』を実現するための基本施策を以下に整理しました。

第1節 パートナーシップの構築

（１）市民、事業者及び行政の相互理解と協力体制の構築

【基本方針】

ごみ減量・資源化のために市民、事業者及び行政の三者が協働で取り組み、相互理解を深めるとともに、協力体制を構築し、『環境にやさしいコミュニティ』を形成していけるように、ごみ減量推進員（地域のごみ減量リーダー）との協力体制の強化、市民と行政との情報交流の拡充、事業者と行政との情報交換や情報提供の充実に努めます。

【主な施策】

①ごみ減量推進員制度の拡充

- ◇八尾市自治振興委員会との連携を強化
- ◇ごみ減量推進員の研修等の充実
- ◇ごみ減量推進員と協力して地域のごみ減量・資源化を推進

〔今後の取り組み（案）〕

- ・活動内容の広報の充実
- ・施設見学会等の実施
- ・学習プラザ「めぐる」を活用した環境学習会の開催
- ・ステーション方式のごみ集積所における啓発活動
- ・分別や減量方法等の相談員（（仮称）ごみ減量マイスター）の育成及び連携

②ごみ減量・資源化アイデア集の作成

- ◇市民のごみ減量・資源化アイデアの募集
- ◇アイデア集の作成及び市政だよりやホームページ等で情報提供

③事業者との情報交換の充実

- ◇多量排出事業者からの事業系一般廃棄物の減量等に関する計画書、事業系廃棄物管理責任者等を介しての情報交換
- ◇八尾商工会議所との連携強化による事業者との情報交換の充実

(2) ごみ・環境問題や不用品交換等に関する情報提供の充実

【基本方針】

情報を共有化し、相互理解を深めるため、また、市民のごみ減量・資源化の実践行動を支援するため、年齢層に応じた媒体の活用、タイムリーで分かりやすい表現により、市民へごみ・環境問題や不用品交換等に関する情報提供の充実を図ります。

【主な施策】

① ごみに関する情報を迅速・分かりやすい表現で、多くの市民に提供

◇年齢層等に応じた適切な情報媒体の活用

〔今後の取り組み（案）〕

- ・ 市政だよりやホームページ等の活用
- ・ ごみ減量推進員の協力による情報提供
- ・ 学習プラザ「めぐる」の活用
- ・ 自治会掲示板、回覧板等の活用

◇タイムリーな情報提供

- ・ 施策実施後、できるだけ早くその効果に関する情報を提供

◇分かりやすい表現で情報提供

- ・ グラフ、イメージ図等の活用

② 不用品情報交換ボードの充実

◇不用品情報交換ボードの周知徹底と情報提供方法の改善による利用者の増加

(3) 自治体間の連携・協力による施策の推進

【基本方針】

行政協力協定による大阪市環境局八尾工場での可燃ごみの焼却処理、適正処理困難物への対応、災害時や施設故障・改修時の相互応援体制等、自治体間の連携・協力による施策の推進を図ります。

【主な施策】

① 大阪市との協力体制の継続

◇大阪市環境局八尾工場に関する緊密な意見交換と協議

◇大阪市との連携による、ごみ搬入監視体制の強化

②自治体相互間の連携強化

- ◇災害時や施設故障・改修時の相互応援体制の確立
- ◇ごみ減量・資源化等に関する情報交換体制の充実

③自治体間の連携による拡大生産者責任（E P R）等に関する事業者への要望

- ◇適正処理が困難な廃棄物への対応強化、リサイクルしやすい製品づくり等、拡大生産者責任制度（E P R）の確立を事業者へ要望
- ◇レジ袋の使用削減、包装の簡素化の推進、リターナブルびん入り飲料の販売拡大等発生抑制・再使用の拡大に向けた取り組みの要望

④自治体間の連携による国・府への要望

- ◇大阪湾フェニックス計画事業の継続による平成33年度以降の広域最終処分場の確保を要望
- ◇自治体への負担が少ない内容への容器包装リサイクル法の改正等、ごみ減量・資源化や適正処理に関する法改正、デポジット制度のような新たな法制度の整備等を要望

（４）全庁的な取り組みの推進

【基本方針】

ごみ減量・資源化を推進する関係部門との情報交換を密にしてごみ減量・資源化に取り組むとともに、環境に配慮した事務・事業を実施するため、職員研修の充実、庁内の推進体制の整備を図ります。

【主な施策】

①ごみ減量・資源化を推進する関係部門との連携強化

- ◇関係部門間の情報交換体制の充実

②全庁的取り組みのための体制強化

- ◇職員研修の充実
- ◇庁内の推進体制の整備

③環境に配慮した事務・事業の推進

- ◇庁内で使用する消耗品等のグリーン購入の推進
- ◇K E S・環境マネジメントシステム・スタンダード ステップ2に基づく事務・事業の推進

第2節 持続的に発展可能なシステムへの転換

(1) ごみの少ない、ものを大切にするライフスタイルの普及

【基本方針】

事業者による設計段階から最終処分まで一定の責任を負う製品づくり、不用となった容器の自主回収の充実、一方、市民はものを大切にするライフスタイルへの転換など、暮らしを含む社会経済システムが持続的に発展可能なシステムへ転換するよう、市民、事業者及び行政で努力していきます。

【主な施策】

①拡大生産者責任制度（EPR）の確立

◇第1節（3）③自治体間の連携による拡大生産者責任（EPR）等に関する事業者への要望、④自治体間の連携による国・府への要望 参照

②不用品に係るリサイクルショップ等の利用促進

◇リサイクルショップ等の情報提供による利用促進

③環境に配慮した製品等の購入促進

◇エコマーク付き製品や簡素化包装の製品等の購入促進

(2) 資源を有効活用する事業活動の促進

【基本方針】

部品の共有化、長期確保、販売店における修理カウンターの整備等、製品の修理体制の確立を事業者に求めています。また、事業者の資源を有効活用する事業活動の内容について、市民に情報提供していきます。

【主な施策】

○製品の修理体制の確立と市民への情報提供

◇事業者へ製品の修理体制の確立を要望

◇事業者の資源を有効活用する事業活動の内容を市民に情報提供

・エコショップ制度（ごみ減量化・リサイクル推進宣言店制度）と連携

(3) 店頭等における資源回収の促進

【基本方針】

資源回収の促進を図るため、スーパー等へ回収拠点の設置等の協力を求めています。また、店頭回収実施店に関する情報を市民へ提供するとともに、回収への協力を呼びかけていきます。

【主な施策】

①発泡トレイ、紙パック、空き缶等の自主回収を促進

◇第1節(3)③自治体間の連携による拡大生産者責任(EPR)等に関する事業者への要望、④自治体間の連携による国・府への要望 参照

②回収情報の提供と協力の呼びかけ

◇エコショップ制度(ごみ減量化・リサイクル推進宣言店制度)と連携

◇ホームページ、広報紙等による情報提供と回収への協力の呼びかけ

(4) 再生紙等の再生品の利用拡大

【基本方針】

グリーンマーク商品やエコマーク商品等の再生品の需要を拡大するため、市民や事業者に対してこれらの商品に関する情報を提供し、購入を呼びかけます。

【主な施策】

①再生品等に関する情報提供の充実と購入の呼びかけ

◇エコショップ制度(ごみ減量化・リサイクル推進宣言店制度)と連携

◇大阪府リサイクル製品認定制度との連携

②行政における率先行動の実施

第1節(4)全庁的な取り組みの推進③環境に配慮した事務・事業の推進 参照

第3節 循環型システムの構築

(1) 集団回収等の自主的なリサイクルの促進

【基本方針】

行政からごみの資源化の仕組みを提供するだけではなく、地域住民が連携して、また、市民と事業者と連携して、循環型システムを構築していきます。このため、市民が地域で行っている有価物の集団回収活動を今後も支援していきます。また、ごみの減量・資源化に関する実践活動を奨励するために、優れた取り組みに対する表彰や実施団体等の活動紹介を行うなど、市民の自主的な活動に対する支援を行います。

【主な施策】

① 集団回収に関する情報提供等の充実

- ◇ 市政日より、ホームページ等を活用して、回収日、回収場所などの集団回収実施団体に関する情報提供
- ◇ ミックスペーパーも古紙として資源化できることを市民にPR
- ◇ 他の集団回収実施団体での取組事例の紹介
- ◇ 優れた活動団体の取り組みに対する表彰

コラム

廃棄物減量等推進員による集団回収活動内容の紹介の例（豊中市）

廃棄物減量等推進員ニュース



豊中市内の集団回収（1）

現在、豊中市に登録されている集団回収団体は 425 団体。回収量は 2007 年度は 8,973 トンでした。2006 年度と比べて団体数は 6 団体増加、回収量は 641 トン減少です。市民一人当たり、約 23kg を回収したことになります。その分、ごみが減り、資源になったわけです。廃棄物減量等推進員のかたちも、大勢、集団回収にがんばっていらっしゃいます。

集団回収の担当者はどんな活動をされて、どんなところで困っていらっしゃるのでしょうか？市内各地の集団回収を見学させていただきました。

●A 自治会

・土曜日の朝、午前8時半ごろから次々と人が集まってきました。車で町内をまわって呼びかける方、各家庭の前にだしてある資源をバイクや車で運ぶ方、収納庫から資源を出して運ぶ方、アルミ缶を袋につめる方……。作業をしながら、話も弾みます。手が空いたら、満の掃除をする方も。そうこうしているうちに、業者の車が到着、みんなで積み込み、すぐに終わりました。お話を伺うと、地域が広いので、回収するには車を借りなければならず、それがちょっと負担、とのことでした。作業中に、他の再生資源回収業者が資源を持って行くところとすれ違いもありました。



地域をまわっていたトラックが到着。資源をおろします。



業者のバックカーに積み込みます。

・和気あいあいと進む作業を見学して、地域の人のつながりと、長い時間をかけてつちかわれた手際のよさを感じました。収益金は全額、自治会費に入れます。自治会に入っていない、地域の方も資源を出してくださるそうです。

- ◆ 目次 ◆
- ① ② 集団回収
- ③ ④ 板紙（いたがみ）のリサイクル
- ⑤ 岡町駅西口広場のごみ
- ⑥ 酒店もリサイクルに取り組んでいます

●B 小学校PTA

- ・回収の日時と場所は学校の連絡網で連絡。この日は土曜日の午前中でした。回収場所を何箇所か設けて、当日は役員さんが回収場所に立ち、家庭から出された資源を運んだり、業者のトラックに積み込んだりします。役員さんのおもてなしも手伝い。今回は市の資源回収の直後だったので、いつもより少なかったよう。
- ・資源の前には「B 小学校PTA」と書かれた黄色い紙（のぼり）が、ひるがえっていました。学校で作ってもらったそうです。



●C 婦人会

- ・月1回、曜日を決めて回収。回収場所を数箇所設けて、業者が車で回ります。自治会の掲示板に日時を張り出し、会員以外の地域の方の協力も多いそうです。悩みは、他の業者に持っていかれること。新聞ばかり持っていること、上にダンボールをのせて隠していること。各家庭の前から回収場所までは、担当者が運ぶ場合も多いそうです。明るくてきばきと作業しておられました。収益は子ども会の行事に使うそうですが、業者が土日に来られないので、子どもたちに手伝ってもらうわけにもいかないようです。



●D 中学校

- 生徒会でアルミ缶を集めています。毎月2日間、始業前に校舎前で集めます。生徒会役員と学級委員長、担当教諭が集まって、踏み潰して数えて袋につめ、保管場所に運びます。11月は約3,000個集まりました。収益は生徒会で話し合っ必要ものを買います。（ウォータークーラーなど）



見学に同って、集団回収といっても、いろいろな形があるとわかりました。困っているポイントとしては、

- ★ 人手が足りない
 - ⇒ 子どもたちや若い方の力を借りられないのでしょうか？
- ★ 他の業者に持っていかれる。
 - ⇒ 対策として、“のぼり”などで表示する。豊中市では指定業者のトラックに貼る証を作ったとのこと。その証を地域で広めたら、どうでしょうか？
- ★ 地域を回るための手段が難しい
 - ⇒ 業者にまわってもらうことはできないのでしょうか？
- ★ 回収量が少ない
 - ⇒ 地域の掲示板などでお知らせして、団体に入っていない方にも協力を依頼してはどうでしょうか？

集団回収は、収益・ごみ減量・資源保護はもちろんのことですが、それだけではなく、地域でごみ・リサイクルを考えるきっかけとなる、子どもたちの環境教育になる、回収団体内の結束を高めるなど、さまざまな利点があります。楽しく集団回収ができるよう、知恵を集めて考えませんか。ご意見を編集委員会までお寄せください。（滝口美保）

②集団回収奨励金制度の継続

◇集団回収奨励金制度の継続

③未実施地区での実施の支援

◇ごみ減量推進員と協力して、未実施地区における集団回収の立ち上げ

〔立ち上げのための取り組み（案）〕

- ・ 集団回収未実施地区とその理由の把握
- ・ 活動の手引きの作成
- ・ 集団回収奨励金制度の広報及び啓発（出して良い古紙や出し方の説明等）
- ・ 未実施地区の地域団体に向けた回収活動の働きかけ

④地域住民主体の拠点回収の実施

◇第2節（3）店頭等における資源回収の促進 参照

（2）循環型システム構築のための家庭系ごみの有料制の導入

【基本方針】

大阪湾フェニックス計画の事業継続に向け、なお一層のごみ減量の推進が求められていることや、これまで大阪市との共同処理で進めてきたごみの焼却処理について、近い将来、施設整備費や管理運営経費といった負担が必要になってくることが見込まれる中で、循環型社会構築のための環境施策の展開に必要な財源の確保、ごみ排出量に応じたごみ処理費用の負担の公平化、ごみの現状、減量・リサイクル等に対する市民意識の向上、さらには、ごみの発生・排出抑制につながる家庭ごみ有料制の導入について、今後慎重に検討していきます。また、効果的・効率的なごみ処理を推進し、費用負担の軽減化に努めます。

【主な施策】

○家庭系ごみの有料制の導入

◇粗大ごみ有料制の導入

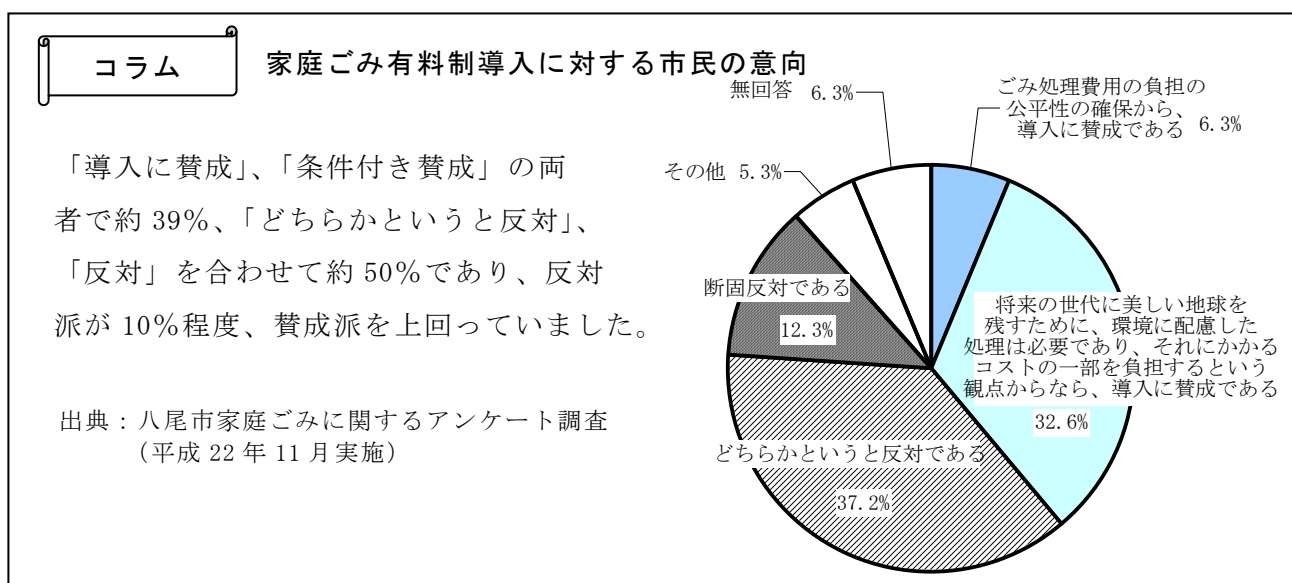
- ・ 八尾市廃棄物減量等推進審議会答申（平成20年9月4日）に基づき、早期に有料制を導入
- ・ 粗大ごみ有料制を導入するに当たって、市民が利用しやすい方法、市民から理解を得られる料金設定、導入に到る十分な周知期間の確保、不法投棄の監視体制の充実など、答申に盛り込まれた留意事項に対して十分に配慮

◇家庭ごみ有料制の導入

- ・環境施策の展開に必要な財源の確保、ごみ処理費用負担の公平化、ごみの現状、減量・リサイクル等に対する市民意識の向上、ごみの発生・排出抑制のため、家庭ごみ有料制導入について今後慎重に検討のうえ、導入を目指します。
- ・家庭ごみ有料制導入に当たっては、多方面の関係者の意見を十分に聴取のうえ合意形成を図り、議論の内容の公開などに留意します。

◇効果的・効率的なごみ処理の推進

第6節（2）①効果的・効率的なごみ処理の推進 参照



第4節 事業系ごみの減量・資源化施策の推進

（1）排出者責任意識の定着

【基本方針】

事業活動に伴って排出されるごみの処理やリサイクルの責任は、排出者である事業者にあることを経営者や従業員の意識に定着するよう努力します。また、事業系指定袋制度のあり方について検討していきます。

【主な施策】

①事業者向けの啓発活動や研修会等の実施

◇八尾商工会議所と連携して、事業者向けの啓発活動や研修会、意見交流会等を実施

◇啓発用パンフレット、ごみ減量の手引きの作成

②事業者へごみ減量の基本である分別排出の浸透

③情報提供の推進

◇先進的に減量・資源化に取り組む事業者の事例情報を提供

④事業系指定袋制度のあり方の検討

◇事業系指定袋については事業責任の観点を踏まえた検証を行い、将来のあり方についての方向性を明確にします。

◇可燃ごみについては、許可業者の移行に向けた啓発を継続します。

(2) 事業者に対する減量指導の強化

【基本方針】

事業系ごみの減量・資源化に向けて、事業系一般廃棄物の減量等に関する計画書の提出などを通じてごみの自主的な管理を促すなどの減量指導の強化を図り、ごみ減量・資源化を推進します。

【主な施策】

①事業系一般廃棄物の減量等に関する計画書による減量指導の運用開始

◇事業系一般廃棄物の減量等に関する計画書の提出依頼と計画書の点検・指導

◇廃棄物管理責任者選任の義務化と責任者向けの研修会の実施

◇廃棄物管理責任者を介しての情報交換

第1節(1)③事業者との情報交換の充実 参照

◇立入調査の実施と減量指導の実施

◇優良事業所に対する顕彰制度の導入

②減量指導実施体制の整備

③事業系一般廃棄物の分別指導の強化

(3) 展開検査の強化と検査結果に基づく減量・適正処理指導の実施

【基本方針】

事業系一般廃棄物（可燃ごみ）収集運搬業許可業者への展開検査を通じて、事業系ごみの資源化、不適正廃棄物の適正処理等について、許可業者と連携のうえ排出事業者に対して指導を行います。

【主な施策】

①展開検査の強化

②展開検査結果に基づく排出事業者に対して減量・適正処理指導の実施

◇許可業者と連携のうえ、排出事業者に対して指導を行う

(4) 食品廃棄物の資源化の促進

【基本方針】

食品廃棄物のリサイクルが円滑に推進されるよう、事業系の一般廃棄物（可燃ごみ）収集運搬業許可制度との整合を図ります。

【主な施策】

○事業系一般廃棄物（可燃ごみ）収集運搬業許可制度との整合

- ◇一般廃棄物収集運搬業許可基準の見直し
- ◇一般廃棄物収集運搬業許可条件の見直し

第5節 家庭系ごみの減量・資源化施策の推進

(1) 環境教育・環境学習、市民啓発の推進

【基本方針】

市民が廃棄物問題についての理解を深め、廃棄物の減量やリサイクルに自主的・主体的に取り組むよう、地域学習会、環境教育及び環境学習を充実させ、家庭内教育、学校教育及び生涯学習を通じて、子どもから高齢者まで、環境に対する意識が向上するよう図ります。また、学校教育における「総合学習の時間」を活用し、学校と地域との連携を図り、体系的な環境教育を推進します。

【主な施策】

①環境教育の充実

- ◇環境出前講座の実施
- ◇学校の教職員とごみ担当職員との連携強化
- ◇食育と連携した環境教育の実施
- ◇市内企業、環境NPO、教育委員会、経済環境部等が連携し、子ども達のための環境教育プログラムの作成と環境教育の実施

②環境学習の充実

- ◇学習プラザ「めぐる」を拠点とした環境学習の充実
- ◇環境出前講座、施設見学会、親子1日環境教室、体験学習等の多彩な環境学習メニューを市民へ提供

③市民啓発の推進

- ◇市政だよりやホームページ等を活用して、分別排出徹底の啓発
- ◇啓発用冊子の充実
- ◇使い捨て商品の見直し（詰め替え商品の推奨等）キャンペーンの実施

市内企業、環境NPO、教育委員会、環境経済部等が連携し、子ども達のための環境教育プログラムの作成と環境教育の実施の例（神戸市）

神戸こどもエコチャレンジ21倶楽部

○●神戸こどもエコチャレンジ21倶楽部って??●○



次世代を担う子どもたちが、成長に応じて、地球にやさしい環境活動に
気づき・考え・行動できるよう、事業者・民間団体・行政が一緒になって
環境教育を普及して、支援するための組織なのよ！

○●どんな企業や団体が参加しているの??●○

環境問題に積極的に取り組む企業や団体が会員として参加しとんやで～!

大阪ガス㈱ 関西電力㈱神戸支店 キリンビール㈱神戸工場 コカ・コーラウエスト㈱
 徳業本館工所 (財)リょうご環境創造協会 森永乳業㈱ ㈱神戸製鋼所
 神戸商工会議所 神戸市子ども会連合会 アーヌ・メリ KOBE NPO法人ECOLエンジャー
 NPO法人社会還元センターグループ わ 環境化防止こうべネット 神戸市



出典：神戸市ホームページ

（２）生ごみ減量・資源化の推進

【基本方針】

生ごみの資源化を図るため、家庭用電動生ごみ処理機等の普及を支援するための一部助成制度等を継続するとともに、水切りの浸透、手付かず食品の削減のため、情報提供や啓発活動の充実に努めます。

【主な施策】

①家庭用電動生ごみ処理機等の普及を支援

- ◇家庭用電動生ごみ処理機及びコンポストに対する助成制度の継続
- ◇生ごみ堆肥化ばかし容器貸与制度の継続
- ◇コンポスト容器の活用、家庭での生ごみ堆肥利活用に関する情報提供

②生ごみの水切りの浸透

- ◇水切りグッズモニター制度の実施
◇水切り方法と効果に関する情報提供

◇我が家の水切りアイデアの募集

第1節（1）①ごみ減量・資源化アイデア集の作成 参照

③手付かず食品の削減

◇料理教室等と連携し、計画的な食材の購入の啓発

◇手付かず食品に関する情報提供

◇我が家の食べきりアイデアの募集

第1節（1）①ごみ減量・資源化アイデア集の作成 参照

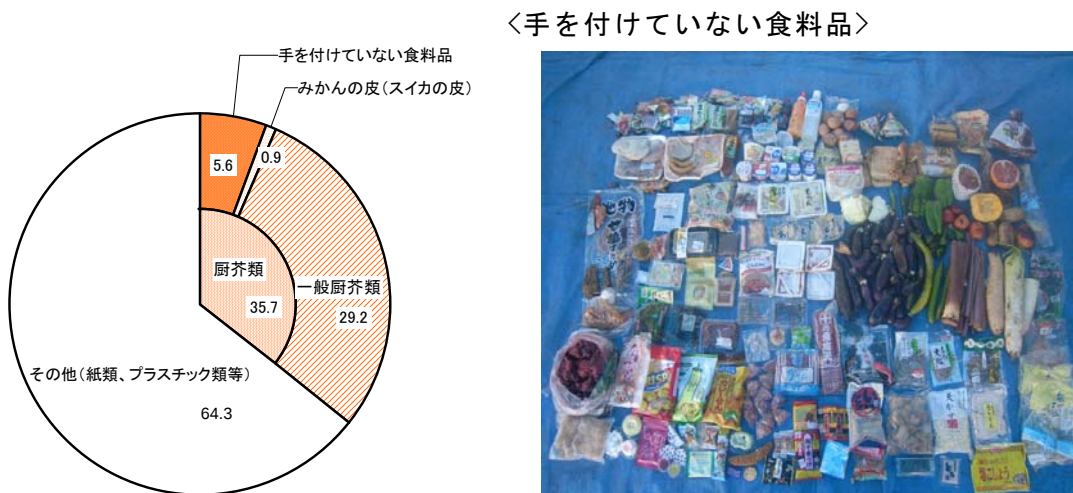
④八尾市の特性を活かした生ごみ資源化の取り組み

◇東部の丘陵部で農業が営まれてる八尾市の特性を活かして、生ごみ堆肥化づくりと農産物の交換の仕組みづくりを今後検討

コラム

家庭系ごみ中の厨芥類（生ごみ）、手を付けていない食料品の排出状況

◆重量比では、厨芥類（生ごみ）は約36%を占め、手を付けていない食料品は約6%（厨芥類中の約16%）を占めています。



出典：平成22年度 ごみ組成分析調査

（3）レジ袋やトレイの削減、量り売りの浸透

【基本方針】

小売店舗のレジ袋削減運動を促進していくため、大阪府と連携しながら、事業者の各種取り組みの推進に合わせて、消費者と運動を展開します。

【主な施策】

①マイバッグ持参運動のさらなる普及

◇市民啓発の充実

◇各種団体を通じた普及啓発の推進

②買物袋持参運動強化月間の市民向け啓発

③事業者との連携によるレジ袋やトレイの削減、量り売りの浸透

◇販売店とのレジ袋削減に向けた協議の継続

◇レジ袋以外のマイ箸・マイボトル持参の優遇、量り売りの浸透に向けた、認定店方式等仕組みづくり

◇マイバッグ持参者に対するポイント制度の市内共通化に対する検討

(4) 分別収集の拡充

【基本方針】

ごみの資源化の推進に向け、また、市民・社会ニーズへの対応として、現在の8種分別についての動向調査、実施状況の検証を行います。また、国において現在検討されているレアメタル含有小型家電製品の収集についても、その動向を注視しながら、収集体制等について検討をしていきます。

【主な施策】

①市民・社会ニーズ及び国の動向を注視し、現在の8種分別のあり方を検討

◇新たな品目の分別収集の検討

- ・新たな有害・危険ごみ
- ・ミックスペーパー等古紙
- ・レアメタル含有小型家電製品

◇収集頻度の見直し

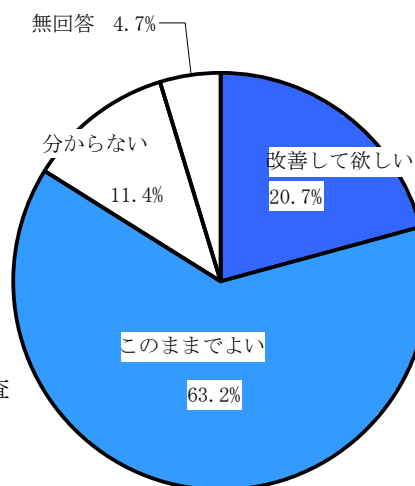
- ・容器包装プラスチック

コラム

分別排出に対する市民の意向

改善して欲しいと答えた方の改善すべき点として、収集頻度の改善（容器包装プラスチック、埋立ごみ、ペットボトルの収集頻度を増やす）が主な意見でした。

出典：八尾市家庭ごみに関するアンケート調査
（平成22年11月実施）



第6節 安全・安心なごみ処理の推進

(1) 資源化の推進と適正処理、市民ニーズに適した分別収集体制等の確立

【基本方針】

市民・社会ニーズを的確に把握し、効率的な分別収集体制の確立に努めます。また、高齢化の進展等の社会の動向に対応して収集サービスの拡充を検討します。さらに、環境負荷の軽減を目指した分別収集体制の確立を目指します。

【主な施策】

①分別収集の拡充

第5節(4)①市民・社会ニーズ及び国の動向を注視し、現在の8種分別のあり方を検討 参照

②効率的な分別収集体制の確立

◇収集ルート、収集車両配置等を必要に応じて見直し、効率的な分別収集体制の確立

③社会の動向に対応した収集サービスの導入

◇高齢化の進展に対応したふれあい収集等、社会の動向に対応して収集サービスの拡充を検討

④環境負荷が少ない収集車両・リサイクル等に適した収集車両の導入

⑤蛍光灯・電池類等の有害物の拠点回収の検討

◇市内販売店との協力方式等による蛍光灯・電池類等の有害物の拠点回収の検討

⑥爆発・危険廃棄物の収集方法の検討と適正排出方法の周知徹底

◇使い捨てライター等の爆発・危険廃棄物の収集方法の検討

◇爆発・危険廃棄物の適正排出方法について、市民に周知徹底

◇事業者に対して、使用後の処理等について考えた対応を要望

(2) 効率的・効果的なごみ処理の推進と指導啓発体制の確立

【基本方針】

収集業務等に携わる職員が自らごみの減量・資源化推進の担い手として、市民への啓発と指導に当たれるよう、職員の資質を高めます。また、廃棄物会計によるごみ処理費用の他都市との費用比較を行い、ごみ処理事業の効率化を検討します。

【主な施策】

①職員自らが考え取り組んでいく職場づくりと職員研修の実施

②効果的・効率的なごみ処理の推進

◇廃棄物会計によるごみ処理費用の算定と他都市との費用比較による、ごみ処理事業の効率化の推進

（３）既存中間処理施設・最終処分場の維持管理の徹底と施設等の延命化

【基本方針】

八尾市立リサイクルセンター、八尾市一般廃棄物最終処分場の維持管理の徹底に努め、周辺環境への影響を未然に防止するとともに、破碎施設での事故防止に努めます。また、市民や事業者へごみの適正排出を周知徹底するとともに、ごみの減量・資源化を推進し、施設の延命化を図ります。

また、大阪市環境局八尾工場については、大阪市との連携を強化し、周辺環境への影響を未然に防止するとともに、維持管理の徹底と焼却施設の延命化を求めます。

【主な施策】

①八尾市立リサイクルセンター、八尾市一般廃棄物最終処分場の維持管理の徹底

②爆発・危険廃棄物等対策の推進

◇爆発・危険廃棄物等の搬入に対する監視体制の強化

◇市民・事業者への適正排出の周知徹底

③大阪市環境局八尾工場の維持管理の徹底

◇大阪市環境局との連携強化

第１節（３）①大阪市との協力体制の継続 参照

◇搬入時の展開検査の強化

◇八尾工場地元連絡協議会の開催

◇大気等の環境モニタリングデータの公表

（４）次期焼却施設の方向性についての調査研究

【基本方針】

本市の次期焼却施設の方向性について、新たな処理技術を含め、将来の可燃ごみの処理方法について、長期的視点を持って調査研究を進めていきます。

【主な施策】

①新たな処理技術を含め、可燃ごみの処理方法について調査研究

②次期焼却施設の建設に向けた調査研究

(5) 最終処分場の安定的な確保

【基本方針】

埋立ごみの適正排出の周知徹底により、八尾市一般廃棄物最終処分場の延命化を図るとともに、大阪湾フェニックス計画事業の継続による平成33年度以降の広域最終処分場の確保を要望していきます。また、ごみの減量・資源化の推進により、最終処分量の削減に努めます。

【主な施策】

- ①埋立ごみの適正排出の周知徹底による八尾市一般廃棄物最終処分場の延命化
- ②平成33年度以降の広域最終処分場の確保を国・府へ要望
 - 第1節(3)④自治体間の連携による国・府への要望 参照
- ③ごみの減量・資源化の推進による最終処分量の削減

(6) 不適正処理の防止

【基本方針】

警察や大阪府等の関係諸機関と連携したパトロールや連絡体制を強化し、また、地域コミュニティを充実することにより、不適正処理を行わせない環境づくりを進めます。また、不適正な処理を発見した際には、迅速かつ厳正な措置を行います。

【主な施策】

- ①散乱ごみや不法投棄に関する啓発
- ②警察や大阪府等の関係諸機関と連携したパトロールの実施
- ③不法投棄対策会議の開催
- ④不法投棄監視モニターの設置
- ⑤不法投棄物処理体制の拡充
- ⑥道路・公園等の美化の推進
- ⑦空き地等の不法投棄防止対策（不法投棄多発場所の環境改善）の推進

(7) 廃棄物処理に関する総合的震災対策の充実

【基本方針】

地震、水害等の震災に伴い、市民の避難場所から生じるごみやし尿処理、災害復旧時のごみやがれき処理に迅速に対応するとともに、震災時の収集業務、中間処理施設、最終処分場での対応マニュアルの整備等、総合的震災対策の充実を図ります。

【主な施策】

- ①収集業務、中間処理施設、最終処分場での震災対応マニュアルの整備

第6章 計画推進のために

【基本方針】

本計画の目標実現にむけて、ごみ減量・資源化、適正処理等の事業を着実に推進するため、環境マネジメントシステムの考え方に基づき計画の進行管理を行います。
また、計画推進のための体制を充実します。

【主な施策】

①環境マネジメントシステムの考え方に基づく計画の進行管理

- ◇本計画に基づき、一般廃棄物処理実施計画（毎年度作成）、分別収集計画、施設整備基本計画等を策定し、具体的な施策を実施
- ◇本計画を実行していくとともに、K E S・環境マネジメントシステム構築の経験を活かし、適宜、取り組みや施策の進捗状況について、点検・評価・再構築し、より一層の環境改善にむけた取り組みを継続的に展開
- ◇進捗状況の点検・評価については、市政だよりやホームページ等で公表

②計画推進体制の確立

- ◇庁内関係各課、関係機関との連携を強化するなどにより、計画推進体制を充実
- 第5章 第1節（4）全庁的な取り組みの推進 参照

コラム

環境マネジメントシステム

計画を円滑・着実に、また、より高次の取り組みの展開を目指すため、Plan(計画の策定)、Do(計画の実行)、Check(施策の点検・評価)、Act(計画の見直し)のいわゆるP D C Aサイクルに基づき計画の適切な進行管理を行うことである。

